

規制改革会議「公開ディスカッション」 議事録

1．日時：平成28年3月14日（月）14:00～17:16

2．場所：中央合同庁舎第8号館1階講堂

3．出席者：

（委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、大崎貞和、翁百合、
佐久間総一郎、滝久雄、長谷川幸洋、林いづみ、松村敏弘、森下竜一

【御欠席：浦野光人、金丸恭文、佐々木かをり、鶴光太郎】

（政府）河野内閣府特命担当大臣（規制改革）、松本内閣府副大臣、松永内閣審議官
（事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、小野規制改革推進室次長、
渡邊参事官

（説明者）厚生労働省 樽見大臣官房審議官

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部 長田生活衛生課長

観光庁 蝦名次長

西海観光産業課長

国土交通省住宅局 香山市街地建築課長

石崎建築指導課長

消防庁 鈴木予防課長

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

一般社団法人日本ホテル協会

Airbnb Japan 株式会社

株式会社百戦錬磨

一般社団法人新経済連盟

4．議題：

（開会）

民泊サービスにおける規制改革

（閉会）

5．議事概要：

岡議長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から規制改革会議の「公開ディスカッション」を開会いたします。

まず、「公開ディスカッション」の趣旨について申し上げます。

公開ディスカッションは、国民にとって関心が高いと思われる分野における規制改革の検討課題について、一定の結論づけを目的とはせず、規制の多くが内包しているトレードオフの構造を明らかにする形の論点整理を主眼としております。

本日お集まりの皆様には、幅広い観点から、忌憚のない闊達な議論を行っていただくよう、お願いいたします。

それでは、会議の開会に当たりまして、河野大臣から御挨拶をいただきます。

大臣、よろしくお願いいたします。

河野大臣 規制改革担当大臣の河野太郎でございます。

本日は、お忙しいところを御参集いただきまして、本当にありがとうございます。

規制というものは、導入したときにはいい規制、正しい規制であったものが、時代とともにそれが不要になる、あるいはそぐわないということも起きてまいります。そういう意味で、規制改革というのは不断に行っていかなければならないものなのだろうと思います。

今日テーマにいたします民泊サービスというのは、恐らくしばらく前までは一旦全体それは何のことだということだったのかもしれませんが。こういう新しいサービスが提供されるようになったときに、それまでそうしたサービスを想定しなかった様々な規制が問題になってくるわけでございます。そういうときにどのような改革をしたらいいのかと考えていくことが必要になりますし、当初の規制にはその規制の本来の趣旨、目的というものがあつたはずで、それがどう担保されるかということも議論しなければならないのだろうと思っております。

今日は様々なお立場の方に御参集をいただきましたので、この民泊サービスにつきまして、これをどう推進していくのか、様々な角度から活発な御議論をいただきたいと思っております。

また、今日は議論を活性化するために、インターネットの生中継を入れさせていただいておりますし、それを御覧いただいている方からのいろいろなコメントも拾っていきたいというように思っております。どうぞ活発な御議論をお願い申し上げます。

ありがとうございます。

岡議長 ありがとうございます。

それでは「民泊サービスにおける規制改革」について議論を行います。

最初に、事務局から資料1について説明をお願いいたします。

渡邊参事官 事務局の内閣府規制改革推進室で参事官をしております渡邊でございます。

私の方から、資料1「規制改革会議における民泊サービスに関する検討について」ということで、これまでの経緯、昨年12月に規制改革会議としておまとめいただきました「民泊サービスの推進に関する意見」について、御紹介を申し上げます。

まず、これまでの経緯でございますけれども、昨年6月、「第3次答申」、それから「実施計画」におきまして、民泊サービスにつきましては、幅広い観点から検討して、平成28年、本年に結論を得ることとされております。

その後、規制改革会議におきまして、10月以降、関係省庁からのヒアリングを実施し、安倍総理から、「民泊サービスの規制を改革していく、特区諮問会議と連携しながら突破口を開いていただきたい」という御発言があったところでございます。

その後、規制改革会議の下の地域活性化ワーキング・グループにおきまして精力的にヒアリングなど御審議いただきまして、概要の検討や、関係省庁、有識者、事業者、関係業界の皆様からのヒアリングを実施してございます。

これらの累次の議論を踏まえまして、昨年12月21日の規制改革会議におきまして、「民泊サービスの推進に関する意見」をおまとめいただきました。こちらに意見の概要を簡単に書いてございますけれども、この後、若干詳細に御説明を申し上げたいと思います。

その後、さらに、ワーキング・グループにおきまして、引き続き関係業界や省庁からヒアリングを実施してございます。

今後の予定といたしましては、年央の規制改革会議の「答申」に向けまして、議論を継続しているところでございます。

資料の3ページ以降、今、申し上げました昨年12月の「民泊サービスの推進に関する意見」を付けてございます。

「1.改革の視点」(1)は先ほど申し上げましたこれまでの経緯でございますけれども、(2)としまして、民泊サービスについては、実態が先行し、必要な旅館業の許可を得ていない事例が多く見られるという指摘もございますので、政府として早急に適切なルールを策定し、推進していくことが必要であるとしております。

(3)として、シェアリングエコノミーとの関係について書いてございます。シェアリングエコノミーの一つの分野である民泊サービスにつきましては、今期の規制改革会議におきまして、当面その御検討をいただくということにしてあるわけでございますけれども、このシェアリングエコノミーにつきましては、経済効果、国民の利便性向上といった観点から推進が必要であると考えております。

このシェアリングエコノミー全般の特性として、従来のようなサービス提供者に対する事前型の業規制を基本にしては適切な規制は困難であるということ、サービスの適切な利用を確保するためには仲介事業者に対する規制の在り方が課題となるということがあるかと思っております。このような特性を踏まえた新たな規制の在り方を検討することが必要であるとしてございます。

「2.今後取り組むべき課題」ということで、(1)まず、このような民泊サービスの実態、宿泊ニーズを踏まえれば、できる限り早期に成案を取りまとめることが必要であるということ、関係省庁における検討をスピードアップすべきということにしてございまして、この後、御説明があるかと思っておりますけれども、厚生労働省、観光庁が事務局をされている検討会の方で精力的に御検討いただいているところでございます。

(2)民泊サービスの推進に当たっての取組の提言ということで、まず、旅館業法など関連法令における規制との関係を手当てすることにとどまらず、一定の民泊サービスについては、旅館業法の適用除外とした上で、必要な規制を新たに行うことも含め、抜本的な対応を検討すべきとしております。

、サービス提供者の把握を的確に行う観点からの届出制、仲介事業者によるサービス

の提供を適切に管理するための許可制などを含め、幅広く検討し、適切な規制の下でニーズに応えた民泊サービスが推進できるよう、民泊サービス全体をカバーする規制体系を構築すべきとしております。

、サービス提供者や仲介事業者が外国人、外国法人の場合も含め、規制の適切な執行体制を確保すべきとしています。

最後に（３）として、このように民泊サービスは宿泊サービスに多様な選択肢を与え、新たな宿泊需要を喚起するものでございますけれども、他方、今、申し上げたほかに安全・安心の確保、外部不経済への対応、既存業態との関係など様々な課題がございます。特に外部不経済への対応は重要な課題だと認識しております。

そのような課題への対応策を的確に盛り込んで、民泊サービスの拡大に向けて、段階的な取組とすることも含め、大胆な検討をすべきとしております。

５ページ以降は、今、申し上げたような検討課題を更に詳細に書いてございますけれども、今回、民泊サービスの公開ディスカッションということで御議論をいただくに当たりますと、このような多岐に渡る課題の中から、特に、先ほど申し上げましたような安全・安心の確保、外部不経済への対応といった部分についての課題を中心に御議論いただきたいと考えております。

関係部分を簡単に申し上げますと、５ページ、安全・安心の確保ということで、衛生管理、感染症のまん延防止のために必要な措置でありますとか、治安の維持ということで、テロ対策等の観点からの必要な措置としております。外部不経済への対応ということで、周辺の住民とのトラブル防止、周辺の住民の安心確保、具体的には騒音やゴミ出しなどへの対応。苦情の連絡先を含む苦情への対応体制というところが大きな課題だと考えております。

そのほか、６ページの一番最後、適用除外を含めた新たな規制ということで、最後の行でありますけれども、その際、どのような民泊サービスについて適用除外することが適切かとしておりまして、７ページに、民泊サービスの諸類型を並べてございます。

ホスト在室時と不在時がある、また、ホストは常に不在という大きく２つに分けてございますけれども、ホスト在室時と不在時がある類型の場合でも、生活の本拠としての自宅、生活の本拠ではない別荘という類型があるかと思えますし、更にその中でも戸建住宅と集合住宅というパターンがあるかと思えます。

ホストは常に不在の場合であっても、戸建住宅の空き家、集合住宅の空き室という類型があるかと思えますし、注のところにございますように、自宅以外につきましては、投資目的で保有されている場合もありますし、そのほか、集合住宅についてはマンション管理規約との関係、賃貸借契約との関係など、いろいろな類型があるかと思えます。

簡単に御紹介をいたしました。以上申し上げましたような課題を中心に、今回は、民泊サービスについての懸念、それから、課題に対する事業者としての現在の取組でありますとか、今後予定されている対応方策などについて御説明をいただきまして、意見交換をい

ただきたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、ここからは各出席者から御説明をいただきます。時間の制約がございますので、誠に恐縮でございますが、持ち時間の残り1分のところでベルの合図をいたします。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

初めに、厚生労働省の樽見審議官から、資料2について御説明をお願いいたします。10分程度をお願いいたします。

厚生労働省 厚生労働省の樽見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

『「民泊サービス」のあり方に関する検討会の検討状況』という資料をお持ちいたしましたけれども、先ほどお話がありましたように、民泊サービスのあり方をどうするかということについて、規制改革実施計画の中で平成28年末結論というスケジュールが示されているわけございまして、それに向けて観光庁と私どもと厚生労働省とで一緒に検討会をやっているということになっているわけでございます。

検討会について、字が小さくて恐縮でございます。今、一言で申し上げたのが上の段に書いてあって、下のほうにメンバーになっているということでございます。平成27年11月27日に第1回をやりまして、3月中に中間的な論点整理をやろうということで、実は明日、この会合が予定されてございまして、そこでどこまで行くかということになりますけれども、それから今年の夏から秋にかけて報告書の取りまとめをしたいというスケジュールでやっているわけでございます。ただ、夏から秋と言っても、できるだけ早くこれについては結論を出すようにやっていきたいということで考えているところでございます。

ここでどういうことの検討をするのかということについての論点を次のところにつけてございますけれども、この基本的な論点として、衛生管理面、テロ等悪用防止の観点から、宿泊者の把握を含む管理機能が確保され、安全性が確保される。

地域住民とのトラブルの問題、あるいは宿泊者とのトラブルの問題といった、例えばごみ出しとか、いろいろマスコミ報道などで出ておりますけれども、そういったようなことをどういようように対応するのかということ。もちろん、インバウンドの問題で観光立国推進ということで、急増する訪日外国人対策、宿泊需要にどう応えるのか。こういったようなことを基本的な論点として検討していこうということで御議論いただいているところでございます。

そこで、資料を少し飛ばして、この7ページ、民泊の条件というのはどういう形になっているのかということ、いろいろな類型があるだろうということで、ここは簡単に整理したものをつけてございます。

一般住宅の戸建てで家主が住んでいるところにお客さんをお呼びするような形でお泊まりいただくというようなパターン。家主がいなくて空いているところをお客さんを泊めるというようなパターン。共同住宅でも家主居住の場合、家主不在の場合、特に共同住宅で

すと空き室も全くそこが空いているようなところで、そこにお客様をお泊めするというようなパターンといろいろあるわけでございますけれども、それぞれどんなことが課題になるだろうかということ整理したのが右側に書いているわけでございます。

次のページに旅館業法の体系というのがある、今日、この後、旅館業の方々などの話もあると思いますけれども、旅館業法ということで、反復継続してお客さんをお泊めして宿泊料金をいただくということになると、原則として営業の許可を取る。そこで一定の条件を満たさなければいけないし、例えば立ち入り調査とか、そういったような規制に服するというのが従来からの旅館業の体系ということになるわけでございます。

それと例えばこういう家において、そこにお客様をお泊めするというようなパターンというように何をどのように整理して考えたらいいだろうかというのが課題になるという問題の構図だと御理解いただければよろしいと思います。

戻りますが、3ページになりますけれども、これまでの議論を踏まえた検討の方向性ということで、毎回毎回、この検討会をやっているときに、それまでの議論を整理した紙というものを私どものほうとしてお出ししております。これが前回、2月29日のお出ししたときの紙でございまして、今の議論はこういう議論になっているというところをご覧いただければと思います。

総論のところでは、宿泊者の安全の確保、近隣住民のトラブルの防止、こうしたことが適切に図られるよう、ニーズに応えるのはもちろんですけれども、そういうところと併せて仲介事業者に対する規制を含めた制度体系を構築すべきであるということ。実態がかなり先行しているところがありますので、そういう中で当面早急に取り組むべき課題と中期的な課題を整理して取り組むべきだということ。

民泊サービスということで一律に捉えるのではなくて、先ほど整理の表がございましたけれども、いろいろ実態に合ったような形でパターンを捉えて規制をしていくべきだと、こういうことが基本的な総論という形の議論になってございます。

まず、早急に取り組むべき課題ということで、現行制度の枠組みの中である程度の対応をすべきだということで、簡易宿所の枠組み、簡易宿所の要件緩和ということを言っているわけでございます。

ここで具体的には、簡易宿所の客室面積基準を見直して、3.3平米掛ける収容定員以上にすべきということを言っているわけでございますけれども、これは何かといいますと、資料の9ページのところに、現在の旅館業法の主な規制内容を簡単にまとめてございます。大きく分けてホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業とあるのですが、名簿とか下のほうの衛生上の規制、基準あるいは構造設備といったようなところについては、基本的には同じようなことになっているのでございますけれども、客室床面積について、それぞれの部屋ではなくて簡易宿所というのはもう少し緩い規制の中で、全体で33平米以上という中でお客様をお泊めするという整理になっているわけでございます。

今、申し上げたように名簿とかいろいろな衛生上の換気とか入浴設備とか、こうしたと

ころについては、基本的には同じようなことになっているわけではありますが、ここの簡易宿所営業というものについて、先ほどの4ページに戻りますけれども、今は33平米ということになっているわけではありますが、例えば小人数お客様をお泊めするということに、33平米というのは少きついのではないかということで、10人未満の場合については、1人当たり3.3平米というようにする。管理体制が確保できている場合には、玄関帳場、いわゆるフロントのようなものというのは設置の要件についてあまり厳しいことを言わなくていいのではないかと。

例えば賃貸借あるいは共同住宅などの管理規約といったようなことについては、そういう場所については、そういう関係もしっかりできているということについて確認していただくということでございますけれども、こういうことによって、いわゆる簡易宿所という形での旅館業法の中に入れていただくということをしてできるだけやりやすくしようというのが短期的な対応の方針ということになってきているわけでございます。

ただ、最初に申し上げましたようにいろいろなパターンがございます。お家にお泊めをするというような場合、集合住宅、家主がいる場合、いない場合、いろいろあります。そういう中で、中期的にもう少し全体のあり方を考えていくというのが中期的に検討すべき課題ということになっておりまして、ここについて夏までの間にさらに議論を深めて結論を得ていくということになっているわけでございますが、要点だけ申し上げますと、例えば家主居住で自宅の一部を貸し出すようなホームステイタイプといったようなものについては、そもそも旅館業法の許可の枠組みということから考えてどうなのだろうか。それをきっちりやっていく必要性ということについて検討が必要だということが一番最初に書いてあるわけでございます。

それ以外のところについても、下に書いてあるようないろいろなことを考えながら、タイプごとに要件あるいはその規制のあり方といったものについて考えていく必要があるということがこのページの下の方に書いてあるわけでございます。

関連する制度における取扱い。例えば土地の用途規制、住宅専用地域でできるのか、できないのかといったようなこと。あるいは消防法上の扱いなどもあろうかと思っておりますけれども、そういったようなことについても併せて検討が必要でございますし、一番下のところに書いてございますが、仲介事業者に対する一定の責務といったようなものについても併せて考えていく必要があるのではないかと。

また、旅館業と旅行業、旅館業はホストのほうになりますけれども、仲介をしている業者ということになりますと、旅行業との関係整理が必要というようなことになっているわけでございます。こうしたことにつきまして、さらに検討を深めて、できるだけ早く整理をして、私どもの検討会としての整理をしていただきたいと思いますというように考えている状況でございます。

以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

続きまして、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会の北原会長及び佐藤副会長から、本日御欠席の一般社団法人日本旅館協会からの説明事項とあわせまして、資料3について御説明をお願いいたします。15分程度でお願いいたします。

全旅連（北原会長） ただ今御紹介いただきました、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会の北原でございます。

まず、お手元の資料につきましては、後ほど佐藤勘三郎のほうから詳しく御説明を申し上げます。

今日、この場に立たせていただいております我々の団体、略して全旅連、もう一つ、今日欠席しておりますが、日本旅館協会。しかし、日本旅館協会というのも全部生活衛生同業組合の組合員でありますので、現在、1万5,000件程度に減ってしまいました。営業許可を有する旅館ホテル、簡易宿所、民宿、ペンション、そういったものを全部ひっくるめて7万弱あるわけでございますから、決して組織率が高いわけではございませんが、一応旅館の団体としては一番全旅連が大きい組織でございますが、私が20年前に全旅連の役員をさせていただいたときには3万6,000件近くあったのがどんどんどんどん減ってきているのが実態でございます。

くしくも東北の震災から5年目が経ちましたこの11日に、帝国データバンクが発表した数字で、5年間に約2,000件の旅館が転廃業をしております。ことほどさようにインバウンドで確かに大きなお客様が倍増した1,000万が2,000万に増えたわけですが、まだまだインバウンドのお客様というのは都市部に集中しております、とりわけ東北地方は本当に皆無と言っていいぐらいインバウンドのお客様が来ていないということもあって、このような2,000件近く、それもほとんど我々の組合員でございますが、廃業を迫られた。

こういった情勢を鑑みながら、先般、参議院の予算委員会において、和歌山の鶴保先生が質問に立っていただきまして、これまでルールを守ってということは、我々は旅館業法を守って営業してきた。ところが、こういった新しい形態の民泊というものを認めることでいきなり業態変更を求めることは公正な競争ではなく、既存の業種、業界がイコールフットイングを要望することは当然である。そして、そのことについて安倍総理の見解を求めておられるときに安倍総理は、今、進めようとされているシェアリングエコノミーというのは、第四本目の矢としてC to Cのビジネスを増やしていこう、個人にもビジネスの機会を与えてあげることによって、地方の経済も活性化していくという趣旨の御発言をされました。このことに決して異論はございません。ただし、既存の類似サービスを行う事業やその関係法令との整合性を図っていくことが求められるとおっしゃっていただいております。

しかし、現実問題として、整合性を図るということは極めて難しい問題であります。どちらかを立てればどちらかはデメリットになる。メリットとデメリットは表裏一体の関係でございます。我々、そういった中でイコールフットイングを求めておりますのは、こういった規制緩和というものは、我々1万5,000件ある組合員の半数以上が5室から10室の間

にある非常に小規模な集団でございます。そういった人たちにとっては、地方にこれから海外のお客様が流れて民泊をされるとなると、正に競争相手となるわけでございます、そういう意味で、現在、規制緩和の方針で政府が動いておられる中で、現行の我々に対しては、大変な規制の強化がされている。その最たるものが耐震改修促進法でございます。

耐震改修促進法というのは、56年以前に建てられた5,000平米以上を超える旅館、ホテルについては、新耐震の基準をクリアしなさい。それができないなら補強工事をしなさいという、義務ではございませんが、法律でございますが、例えば後で我々の類型別の要望を皆さんに御発表しますけれども、例えば集合住宅において1軒だけが民泊をやられるのではなしに、もうそれこそ皆さん同居人の方が全部民泊をやろうとなったら、そのマンションごとが正に不特定多数の方が御宿泊、お泊まりになる建物になってしまいまして、そうすると、56年以前に建てられた5,000平米を超えるマンションなどはどれくらいあるかといったら大変な数でございます。

そういった人たちの安全・安心を確保するためには、新耐震の基準をクリアしたマンションでなければならない、あるいは集合住宅でなければならないというように、当然のことながらそういうそごが出てきますので、既存の法律、関係諸法令と整合性を保ちながらというのは言うはやすいですけれども、実際には大変難しい問題を含んでいるということをもまず御理解いただきたいと思えます。

類型別に先ほど厚生労働省のほうから御発表がありましたように、日本において、今、既にいわゆる我々民泊というのを定義するときには、不法というよりも無許可宿泊施設と呼ばせていただいております。民泊を現在行っておられる方もきちんと簡易宿所の営業許可をとっておやりになっているところもございます。そうでない方ほとんどが届出も何もせず不法、無許可で営業されている実態がございますので、こういった問題が今、政府が我々が何度も申し上げているのに取り締まれないということは、それなりに難しい問題がいっぱいございますから、それを言い出したら切りがないくらいあるのですけれども、新しいルールができて、果たしてそのルールに従っていただける人がきちっと担保できるのかという問題は極めて難しい問題でございます。

個人情報保護であるとか、いろいろな壁にぶつかっていくことは実際起こってくるわけでございますし、今日、後ほど発表されるデジタルプラットフォームの代表的なAirbnbさんにも御質問をすることでございますが、そういった安全・安心というものが、事業者については自主管理、使われるお客様の立場で言えば自己責任。この2つで安全と安心を守っていただくということが現実の社会であり得まじょうか。こういう我々組織を見まして、組合員さんに法律を守ってやってくださいと言いましても、お恥ずかしい話ですが、何の規制もなければ、そう法を守ることが簡単にはできないというのが実態でございますから、その意味において、昭和24~25年頃でございますけれども、旅館業法と言われる我々の憲法ができて、この業法というのは衛生管理とか消防の管理とか、そういったものを規制している法律でございますが、これがないことには、世の中がうまくいかない。

お客様の生命、財産を預かる立場の職種ですから、とりわけ規制というものがなければいけないということでございますので、我々は、その必要性を感じているからこそ、今まで消防や衛生、各種の安全管理についてコストを投入してまいりました。

私のところで言いますと、30室規模の私の旅館ですら、消防の点検管理、水の管理、建築の建物の管理等で年間1,000万ぐらい管理費がかかるわけでございます。これは民泊の幾ら小規模なところにしても、1回建てた建物がずっと真っさらなままであるわけがないわけですから、それだけコストをかけてやっているところと、新規に突然参入されて無許可、無届けで営業させるなどということは、実質的にこれはイコールフットィングとは呼べないと我々は確信しております。

その結果、今日はペーパーではお配りしておりませんが、先ほど類型別におっしゃいましたように、飽くまで個人がおやりになるのであれば、家主がちゃんとおられるところ限定すべきでありまして、しかもそれは主たる住居、戸建てでなければならないと思います。家主がいるところで管理がきちっとできて、本人の対面確認ですとかパスポートの管理というものが内閣府のIT委員会では、そのデジタル電磁的な記録をもってやれば対面確認をしなくても対面できるというようにおっしゃっておられますが、例えばお客様がウイルスを持ってきている、熱がありそうだ、顔色が悪いといったようなことがデジタル記録によって事前に分かるかといったら、今まだそういう環境が整備されていない中でこういったものを進めるのは疑問があります。将来においてはそういったことも的確に管理、デジタルのプラットフォームが管理できるようになれば別でございますけれども、それができないから、家主がいて対面確認をする必要があると申し上げているのでございます。

分譲マンション、共同住宅におきましては、これは我々がとやかく言うまでもなく、分譲マンションにおいては管理組合がございまして、管理組合の組合員の方の同意が得られたらおやりになったらいいと思います。

また、賃貸住宅においては、宅地建物取引法に基づいて賃貸借契約を結んでおられるのですから、同居されている方々がいい、あるいは家主さんがいいとおっしゃるのだったら、それは構わないと思いますが、なかなか現実にはそういったことはできないと思いますし、宅建業法の違反というのは今でも横行しております。例えば今日お見えになっているAirbnbさんが代行管理サービスというまとめサイトのインターネットでAirbnb代行業者まとめサイトというのを書いておられますが、その中の「Hyakka」という京都、大阪を中心に管理をされている会社のホームページ上には、オーナーの許可のないものについてもネット上で紹介しますとちゃんと書いてあるのです。それはいいことですかと。現在の日本の法律で家主の許可もなく、いわゆるまた貸し、転貸することが認められているなどということは絶対あり得ない話ですが、それでもちゃんとホストとして登録されたら紹介しますよなどということが平気でホームページ上に書かれている。こういったことが現在も取り締まられていないことに大変な疑問も感じますので、そこらはこれからきちっと整備されていっていただきたいと思います。

それと、用途変更というのも従来の会合で何度も出てきましたが、建築基準法に基づいて用途規制というのがありまして、第一種住専の中で旅館はできないとなっておりますが、これが空き家対策の中でできるようにすべきだという御意見もございますが、これはこういった場で国が決める問題ではなくて、地方自治に委ねるべき、首長さんが判断する問題ではないでしょうか。その地域地域によって、この地域は第一種住専だからホテル、旅館はだめよ、コンビニもだめよとおっしゃっておられるにはそれだけの理由があるわけで、それがもし変わっているのだったら、再度住民にお聞きになって、この地域で旅館、ホテルをやってもいいですかと言って、住民が同意されるのだったらそれはそれでいいと思いますから、地方自治の中でお決めになったらいいことだと思います。

そして、また民泊業というものを我々とイコールフットィングで届出制、許可も得ずに届出だけでやられるということは極めて不公平でありますので、我々にもいろいろな御意見はあるかと思いますが、年間営業日数は30日までとするという一項を入れていただくのが妥当ではないか。30日を超えて営業がしたいのだったら、簡易宿所の今ある営業許可をおとりになったらいいと思うのです。この営業許可を取るのが極めて非常に今の法律では不備があって大変だ、手間暇かかるとおっしゃいますが、今日、後ほど百戦錬磨の社長も出ておられますが、百戦錬磨さんはちゃんと営業許可をとりなさい、それをちゃんと指導してとっておられるわけで、簡易宿所の許可をとってやられたら何も現行法をいじる必要は全くないのであります。それによって地域の方の簡易宿所の営業許可を取るためには、半径100m以内の学校長の許可も要るわけです。許可というよりも認めが要るわけです。それさえおとりになったらいいわけです。多少時間がかかってもそういうことをされるのが筋だと思います。そうでないならば営業を30日、これに限定していただきたい。諸外国にもそういう例は幾つもあります。

基本的にこの宿泊施設が不足しているという理由でこの問題スタートしましたが、戦略特区という特別な区域、あるいは特別な期間を区切って業法の適用除外とおっしゃるのなら分かりますが、戦略特区はそういう形でスタートしたわけですから、それをまず実証した上で、6泊7日以上の問題とかいろいろな問題がありますけれども、それはその後で判断されればいいことだと思っております。

しかも、この不足しているのは外国人の宿泊者が一気に2,000万になったわけですから、これに対応する施設数がないというのは当たり前でありまして、今後、オリンピックまでには、民間がホテルやいろいろな簡易宿所に近い海外のお客様専用。海外のお客様専用のホテルなどというのは今まではなかったのです。しかし、このインターネットが普及したおかげで集客できるようになったがゆえに、簡易宿所のホテル、100室規模の簡易宿所のホテルなどというのももう既に京都ではでき上がっております。各部屋2段ベッドが置いてある、本当にこれでいいのかなと思いつつも低価格で提供されているからそれはそれでいいわけですが、そういったところはちゃんと簡易宿所の営業許可をおとりになっているという実態がございます。

ですから、民泊をおやりに今後なろうとする方も、これは国内の旅行需要というのとはほとんど民宿とか我々の組合員の中に、長野県にも民宿やペンションが昭和50年代からしっかりできていまして、そういった人たちが大変一生懸命おやりになっていてそれなりの評価を得ておられますので、海外の方がお泊まりになる施設としては、むしろ既存の民宿やペンションといった小規模経営をされているところの営業に何か利益をもたらすような施策を考えていただくのが本来の筋ではないかと我々は考えております。

大変勝手な言い分もございましたが、我々の思いはイコールフットिंगの下でお互いに正々堂々と競争しながら、お客様がそれによって判断をして宿を選んでいただくというのが理想ではないかと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

全旅連（佐藤副会長） 佐藤勲三郎でございます。

今日は全旅連並びに日本旅館協会の立場でお話をさせていただこうと思ったのですが、残念ながら時間が足りなくなりました。

詳細に関しては資料を読んでいただくとしまして、私たちとしてはお話を申し上げたいのは、なかなか様々今、議論が尽くされた中で膠着状態になっていて、新しい議論がなかなか進まないということがございました。

今回、私たちも多少思い切りまして幾つかの提言をさせていただいた次第でございます。

～ まででございます。今は説明いたしません。後ほど御覧いただければと思いますが、飽くまでも業界におきましてドラフトというような御理解で御覧いただければと思っております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

岡議長 ありがとうございます。

続きまして、一般社団法人日本ホテル協会の宮武専務理事から、資料4について御説明をお願いいたします。10分程度でお願いいたします。

日本ホテル協会 今、旅館関係の団体のほうからお話がございました。ホテル、旅館、私ども宿泊業者におきましては、宿泊客及び利用者の安全・安心と公衆衛生の確保を基本として日々営業を行っております。そのため、旅館業法を初めとします消防法など関係法令を踏まえまして、防災、防火、衛生管理、防犯などの全般にわたって必要な施設、設備をハード面として整備するとともに、ソフト面でも居室内の清掃の励行による衛生管理の徹底、火災や大規模地震などのお客様の避難誘導のための定期的な訓練の実施や防犯対策等のための館内巡回などを実施しております。

また、感染症対策やテロ対策の一環として、宿泊者名簿の保管、外国人宿泊者のパスポートを提示いただき、このコピーを保管させていただいているところでございます。

さて、現在、官民を挙げて観光立国の実現に向けて取り組む中で、拡大を続けます訪日外国人観光客の受け皿となる宿泊施設の収容力が一部の都市で逼迫している状況にあり、これらの宿泊需要のオーバーフロー部分の受け皿として民泊がクローズアップされており

ます。宿泊施設が不足している都市では、民泊によって供給量が増えるというプラスの側面を持っているとも言えますけれども、宿泊場所を提供するというこのみでは、先ほど申し上げましたお客様の滞在期間中の安心・安全、公衆衛生の確保を維持することはできないと考えております。

民泊も私どもホテルや旅館業と同じように不特定多数のお客様に宿泊、滞在していただくことになっていきますが、例えばマンションの一室に外国人観光客に提供することを考えますと、ホテルの客室とは異なり、ガスなど調理器具がお客様自身で自由に使用できます。また、そのことによって火災発生確率が高まると思われます。

火災や大規模地震が発生した場合に、適切な避難誘導ができないのではないかとということ。また、部屋の中でのけがや病気、感染症などが発症した場合の対応が取れないのではないかなど、大きな問題を内包しているのではないかと考えます。

また、一方では、民泊を利用する外国人観光客と近隣住民との間で良好な関係構築が必要不可欠になると思います。疾患などの大きなリスクのほかにも、日々の騒音問題やごみの投棄問題など、現状のままでは住民の不安や不満が募り、トラブルが発生することが予想され、国民全体で訪日外国人観光客を「おもてなし」しようとする気持ちが反対の方向に向いてしまうのではないかと危惧しております。

以上のことから、民泊のあり方につきましては、宿泊者、利用者の安全・安心と公衆衛生を確保するとともに、近隣住民の日常生活に不安や不満が生じることがないように、十分な議論が行われ、適切な措置が講じられることが必要だと考えております。

この措置の内容につきましては、先ほど来、規制改革会議、民泊サービスに関します検討会の検討状況が報告されておりますが、その中で、今、申し上げました安全・安心、公衆衛生の管理、近隣住民との良好な関係の構築といった重要な視点が全部網羅されております。そういった中で、専門家も入られて実態を十分踏まえた今後のあり方というのが両会議で検討されておりますので、ホテル協会といたしましては、その検討状況、方向性について、常に注視を怠らず、注目をさせていただいているところでございます。

以上をもって意見を申し述べるのを終わらせていただきます。ありがとうございました。
岡議長 ありがとうございます。

続きまして、Airbnb Japan株式会社の田邊代表取締役から、資料5について御説明をお願いいたします。10分程度でお願いいたします。

Airbnb Japan Airbnb代表取締役の田邊でございます。

新米企業でございますのに、このようなお時間を頂戴しまして、誠にありがとうございます。

今日は、まず最初、昨今、民泊ですとか民泊事業ですとか、いろいろなところで使われておりますけれども、我々の考えるホームシェアリングについて一度おさらいをさせていただければと思います。

我々はホスト、自分の家を貸したい個人とその家に泊まりたいというゲスト、個人をマ

マッチするマーケットプレイスを提供させていただいている。そのマーケットプレイスという意味では、そのお二方がマッチングするための場を提供させていただいています。ですので、Airbnbとしましては、自社で宿泊する場所は提供しておりません。ですので、そのマッチングをするための場を提供させていただいております。

これは我々の数字になってしまいますけれども、グローバルでこのようなマーケットプレイスが広まっております、我々の数字からだけだと190カ国、3万4,000都市以上、そして今、グローバルで200万物件を提供させていただいている状況でございます。

また、この数字は今、直近で新しい数字が出たのですけれども、我々は操業開始をしてから、2008年から累積で8,000万人がゲストとしてお使いいただいているという実績がございます。

日本でも我々のようなサービスが非常に広まっております、こちら我々の数字だけで大変恐縮なのですが、前年対比、対2014の数字を確認しますと、日本へのゲストの数が昨年対比で521%成長しております、実際に物件を提供している物件数でいいますと3万物件が前年対比で366%。そして、日本のお客様が海外に行かれるケースは290%の成長をしております。

2015年に関しまして社内のAirbnbだけの数字を見ますと、世界で一番今ホームシェアリングが伸びているのが日本の市場になっております、Airbnbのサンフランシスコも一番今、注目している市場の一つになっております、アジアを訪れるAirbnbのゲストの3人に1人が、今、日本を訪れていただいているという結果でございます。

こちらが早稲田大学ビジネススクールの根来教授にお力添えをいただきまして算出した経済効果でございますが、これがほぼ1年前なのですけれども、2014年7月から2015年6月までの1年間でAirbnbによる経済効果は2,219億円、ほぼ2,220億円の経済効果があるというように算出しておりますが、今では勢いが継続しておりますので、さらに大きな経済効果をもたらしているのではないかなと推測しております。

簡単に弊社のホストとゲストについてお話をさせていただきますと、ホストは世界の標準に比べましても、かなりサービスレベルの高いホストの方が多いというような結果が出ております。ゲストの方に評価していただいて、いろいろな項目があるのですが、評価の高い方々をスーパーホストと呼ばせていただいているのですが、そのスーパーホストの比率が世界の平均ですと大体6.5%なのですが、日本では全体に対して13%の方々がスーパーホストと言われる方々になります。それは日本人の真面目さですとかホスピタリティーのクオリティーの高さというものが影響しているのではないかと感じております。

ゲストも、Airbnbを使いたい、地元を体験したいという方々に参加いただいているサービスではございますけれども、そのフィルターを通して来ていただくゲストも実は非常にクオリティーの高い方々が高いのです。日本のホストの方々が海外から来られるゲストの方を評価した場合に、5段階評価で90%の方々が5つ星を提供されていますので非常にクオリティーの高いゲストが起こしいただいているという結果が出ておりますし、また

Airbnbを通して、ホストの方を通して、もっとディープに日本を学ぶことができることによって、日本がもっともっと好きになりました、もっともっと人に話をしたいということで、そのゲストの日本に対する気持ちが高まっているということも調査で証明させていただいております。

ここからは、安心・安全について、お話しさせていただければと思います。

まず、このデータを御覧いただければと思うのですが、去年1年間、2015年1年間で3,500万人の方々にAirbnbを通して宿泊いただきました。そして、アメリカドルで1,000ドル以上の損害があった、物損があったというお問い合わせをいただいた方々は3,500万人のうち0.000013%だったのです。これは創業者が先日日本にも来たときにもいろいろ話していましたが、一番気になったのが安心・安全だったということで、8年間安心・安全の機能をいろいろな形で追加させていただいた中で、このような数字を実現できたのではないかなと感じております。

さらに、様々な機能、様々な体制があるのですが、どのようにしてこのような数字を実現できたかというところを少しお話しさせていただきますと、まずは登録いただく際に、本当にAirbnbのようなサービスを使いたいかというところを慎重に選別させていただいています。なぜそんなことが言えるかと申し上げますと、まずオンラインIDとしましては、電話番号、Eメールアドレス、今まで一生懸命築き上げたブランドがありますFacebook、TwitterなどのソーシャルIDとつなげていただいて、どのくらいの友達がいるのかというような情報ですとか、あとはもちろんクレジットカード情報は登録させていただいています。

オフラインIDとしましては、パスポートを認証させていただいています。オンラインサービスでございますので、我々はIPのアドレスを持っております。ですので、かなり参加されたい方の情報は我々のほうで認識しておりますし、実はこのシェアリングエコノミーだけではなく、我々もそうなのですが、ホームシェアリングですごく重要な機能を持っているのが安全・安心を確保するための重要な機能は、片方が公共機関で片方にサービスを提供するわけではなくて、お互いホスト、自宅を貸し出すホストとゲストが対等の立場でお互いをレビューするという機能が非常に重要な機能を果たしております。ですので、ゲストがどこかに泊まって、そこに宿泊した後にホストもこの人はうるさかったとか、この人は汚く使ったとかというレビューを残すのです。ゲストももちろん対等の立場でございますので、ホストに対して、水回りが汚かったとか、対応がよかったと、様々なレビューを残すことができるのですけれども、これは我々がグローバルプラットフォームでございますので、例えば日本に来たときだけちゃちゃちゃっと使ってしまうという気持ちが働かずにAirbnbの体験型のサービスを使い続けたいという方はちゃんとどこに行ってもホストを尊重する、ゲストを尊重して正しいレビューが残るようにする。

もし、よくないレビューが残ったときには、次、スイスに行こうと思ったときにゲストは悪いレビューが残ってしまって、それが公開されているのです。そうすると、スイスの

ホストが、あなたは日本で汚い使い方をしたのですってということで断ることができるのです。そういう意味では、お互いが評価されることによってちゃんと使おうという気持ちが働いて、そして、悪いことをしてしまった人はどんどん淘汰されてしまうというエコシステムが回って安全性を確保しているということでございます。

これ以外にもオンライン上での活動が非常に多いサービスではございますので、例えば機械学習ですとか分析もしておりますけれども、世界中で250名以上の専任部隊がおりまして、何か起こった場合には対応させていただいています。

それ以外にもカスタマーサポートとしましては、週7日24時間のサポートを日本語、それに加えて23カ国語で提供させていただいています。これが安心・安全を未然に確保するための施策でございますけれども、何か起こるでしょうと。確かに何か起こるかもしれませんが。そのときに安心を提供するためには、やはりそれなりのプログラムを提供しなければいけないと考えておりますけれども、我々としては、ホスト補償、ホスト補償保険、最大1億円まで。物損がありました、実はほとんどはドライバーを使っているときに間違えて落としてしまった。その落としたときにシンクが割れてしまった。そういった場合にはお問い合わせいただきましたら最大1億円までは補償させていただいております。

さて、今後、ホームシェアリングのルールのあり方について、我々の考え方を紹介させていただければと思います。

旅館業法の延長として、ホームシェアリングをという議論もあるというように我々も認識しておりますが、やはり70年前にできました法律でございます。インターネットもございませんでした。また、ピア・ツー・ピア、個人対個人で何かサービスを提供するという想定もしておりません。その時代にできたものですから、その矛盾が生じてもしようがないことではございますけれども、2つだけ今日お話しさせていただければと思います。

1つは、引き受け義務。先ほど申し上げましたとおり、ホストとゲストが対等の立場で、場合によっては、前の過去のレビューが悪いですよねとか、私、女性なのでお断りさせていただいていいですかと、断る権限がホームシェアリングにとっては非常に重要な機能の一つではございますけれども、それをしてしまいますと、場合によっては旅館業法の下では刑事罰になる可能性がございますので、これが1つ大きな気になる矛盾でございます。

また、もう一つは、都市計画法のことでございますけれども、自宅が住居専用地域外に居住する場合にホームシェアリングができない。そういった意味では、もともとホームシェアリングの考えている思想とは異なるかもしれないということで、この2点がホームシェアリングと旅館業法と異なる点かなというように考えております。

また、自宅を貸すということではいろいろなお話が出ておりますけれども、様々な貸し方があるということで1回整理させていただきたいと思うのです。

左側が主たる住居、自分が実際に住んでいる住居を貸す場合と、右側、自分の住んでいるところ以外を貸す場合というように切り分けております。その中でも様々な貸し方がございますけれども、なぜここを強調させていただくかと申し上げますと、今、190カ国に

Airbnbが存在しておりますが、いろいろな国でいろいろな議論をさせていただきますと、やはり最終的に考えなければいけないところがこの違いであるというところがございますので、今日も共有させていただければと思うのです。

また、自分の家を貸す場合に、自分がそこにいながらゲストが来られる場合と、それ以外の場合、自分がいないときに貸される場合がありますので、それによってルールが違う、違うルールがあったほうがいいたろうという話はほかの国でも議題になっている事柄でございます。

このようなプラットフォームが今、世界中でも広まっておりますけれども、日本でも様々なサービスが始まっているというように認識しております、これらのサービスはAirbnbと同様、自社で物件を貸し出さないプラットフォームであるサービスであると認識しております。

このような我々以外にも様々なプラットフォームが世界中で広まってきておりますけれども、様々な国で新しいルールづくりが作られておまして、このように今、幾つかを列記させていただきました。直近では、オーストラリアのシドニーがあるニューサウスウェールズ州ですけれども、これからシェアリングエコノミーをどうやって取り入れるかという議論を始めているところがございます、実は今日同じ日に公聴会が実施されている次第でございます。

また、韓国は大統領みずからもう変えるのだと、新しいルールを作るのだということで、まずは観光地である釜山などで提供を開始する予定でございますけれども、早ければ今年中に新しいルールづくりをするということで発表されたと認識しております。

ですので、今まで各国の話をさせていただきましたけれども、それぞれの国がそれぞれのニーズがあって、例えばロンドンでこういうルールがあったから日本でもという話は決してございませんで、いろいろな国でお話をさせていただくと、我々の学びとしては、国によってニーズも違うし、都市によってもニーズが違つかもしれないということでございますので、我々としてはいろいろな各国の知見を是非提供させていただきつつ、日本で安全・安心に広まるためにはどのような形が良いのかというのを是非引き続き議論させていただければと思うのですけれども、やはり共通しているところは、自宅を貸す場合とそうでない場合の貸し方、ルールが違うというところがございますので、引き続きその辺についてはお話をさせていただければと思います。

最後に、我々、今まで、グローバルプラットフォームでございますので、なかなか日本に対して特有のサービスを提供するというのが難しいというスタンスではございましたけれども、やはり各国と話をさせていただくと、それぞれの国にとって必要なニーズは違う。我々、グローバルプラットフォームとして、我々のリソースは一律のプラットフォームを作るというところにリソースを使っておりましたけれども、今後はやはり特に大きなマーケットに関しては独特の特有の施策をしなければいけないということを認識しまして、先日、マーケットに合わせた形の施策をする。特に日本は大きな市場でございますので、こ

れから何ができるかということは社内で議論を始めております。

今日は、日本で発表させていただける内容が4つございます。

1つは、これから国際的なイベントとか日本でも行われるかと思えますけれども、やはり心配なのが警察との連携だと思えます。Airbnbでは、日本語対応のできる警察との窓口を設けさせていただきました。これから何をするかというところは、まだ実は決まっておりませんで、これからいろいろな関係各所に指導いただきながら、Airbnbマーケットプレイスとして何ができるかというのは協議させていただければと思えます。これが1点目でございます。

2点目は、災害情報ですとか感染症の情報とかを公共の機関から出た情報を的確にタイムリーに流す仕組みを準備させていただきました。

3点目が、これはパリでも始まっておりますけれども、東京でホテル税というのがあると思えますけれども、パリでも観光税というのがございまして、税金をちゃんと回収するということで我々は代行して回収するという仕組みをパリのほうで10月から始めまして、10月、11月、12月、3か月で1.5億円の税金を回収させていただきましたけれども、日本でもこういうところはやっていくべきであろうということで社内での体制を整えました。

最後は、Airbnbだけではなくて、シェアリングエコノミーが今後広まっていくにつれて、シェアリングエコノミーでコミュニティが完結するわけではございません。これはもう我々も重々認識しております。今後、シェアリングエコノミーが広まっていくためには、シェアリングエコノミーに参加される方そうでない方の共存が非常に重要になってきます。

これに関しては、社内でも社外でもいろいろ議論させていただいて、様々なアイデアが生まれているのですけれども、まず最初に我々としてできることとしては、近隣の方々のコメント、クレーム、いろいろなお問い合わせを受け入れる体制を整えなければいけないということで、グローバルで近隣の方からのコメントを受け入れる窓口を設置することになりました。

実は、これはグローバルでの発表の数週間前に今回発表させていただいたのですけれども、今日のため、日本だけ先にお話しさせていただいておりまして、詳細はグローバルでの発表が決まりました暁には、我々のほうから詳細に関してお話しさせていただければと思えます。

今後、安心・安全でAirbnbだけではなくてシェアリングエコノミー、ホームシェアリングが広まっていくためには、いろいろ御指導いただければと思えますので、今後ともなにとぞよろしくお願いいたします。

御清聴ありがとうございました。

岡議長 ありがとうございました。

続きまして、株式会社百戦錬磨の上山代表取締役社長から、資料6につきまして御説明をお願いいたします。10分程度でお願いいたします。

百戦錬磨 ただ今御紹介いただきました、株式会社百戦錬磨の上山でございます。よろ

しくお願いいたします。

私ども、立場としましては「合法民泊事業者の視座」という形でタイトルをしておりますが、先ほどAirbnbの田邊社長から御案内がありましたプラットフォーム、私たちの立ち位置は、飽くまでも基本はプラットフォームでございます。しかしながら、後ほど国家戦略特区のところで少しお話ししますが、新しい日本でのルールをスタートする際におきましては、それを超えて、まずはどのように進めるかということを実際に自分たちでやってみて皆さん方にお伝えするという立ち位置もでございますので、一部自分たちもこういった民泊事業というものを運用している立ち位置でございます。

もう既に数年前から、私どもの「とまりーな」というサイトがございます。これがプラットフォームでございます。こちらで主に農村、漁村、そういった地方での宿泊を伴うような体験の予約サイトをやっております。皆さんに御覧いただいておりますのは、沖縄の今帰仁村というところでの体験の様でございます。こういったような形で極力、地域の方々とふれあい、そして、その地域独自の体験というものを重点的に今までやってまいりました。

もう一点、私どもで大事にしてきたことは、やはり合法であるということ。民泊事業そのものが現在の日本の法律に照らし合わせて合法であるかどうか。このポイントだけはしっかり守ってきていますし、今も守っております。後ほどもお話ししますが、確かに大きなシェアリングエコノミーの流れ、いろいろな動きがあります。しかしながら、では、現行法を無視してやっていいのかということそうではないというように考えておりますので、私たちは今まで合法でやってきています。

合法でやってきていますし、かつ、この民泊という言葉、どちらかというと、今、私がお話ししたようなグリーンツーリズムにつながるような地方での穏やかな体験のイメージがあるかと思うのですが、それがだんだんと民泊という言葉も昨今のいろいろな報道によって変わってきたかと思えます。

現在の報道では、例えば不審者の頻繁な出入りがあるとか、深夜も続く騒音問題とごみ出しのルール無視とか、いろいろな社会問題を引き起こしているということもあり、それを民泊というように表現をしたこともありまして、民泊という言葉が以前ののどかな印象より、ややもするとグレーな印象を持つようになってきているかと思えます。

さらに、それは当然のことなのですが、実際、この今、民泊と言われている特に都市型民泊であります。都市型民泊のほとんどが旅館業法を無視して違反をして現在行われている、これが現状であります。それが数万という単位になっているというように聞いております。

私たちはそれをヤミ民泊というように呼んでいるのですけれども、このヤミ民泊の問題点としまして、ヤミですから、当然民泊業者、民泊をしているホストの方々、そして、滞在されるゲストの方々、それぞれ匿名なのです。プラス、そのプラットフォームをされている方々は、飽くまでもプラットフォームなので、C to Cの取引ですから、その内容は

分かりませんというようなお話になっているようでございます。

実際、よくこういったお話の中で、自分の家に一部屋空いているので、そこを貸し出して、そして、その貸し出した方々からわずかなお金をたまにいただいてやっていますよというホームステイの延長のお話のようなものがあるのですが、実際のところは、それが継続反復しておりまして、旅館業に確実にそこは合致してしまうというような状況になっているのであろう。そこら辺は、そういった非合法なことをやっているということもやはりヤミ民泊の問題点であろうかと思えます。

では、国として何もしていないのかということとそうではなくて、このヤミ民泊に対して当然取り締まり、指導というのも行ってらっしゃると聞いております。ただ、既に数万という単位になっておりますので、それを個別に指導していくというのは現実難しい状況になっている。

それともう一つ、ではやる方法はないかということ、先ほど申し上げましたような、もう既に2年前に国としては国家戦略特区法の13条で旅館業法適用除外というものを作ってらっしゃいます。では、この2年間どうなったかということ、これは条例が出ないとできないということもありましたので、2年間待ってようやく大田区で条例ができた。そして、2月からスタートをし、一応スタートができたという状況にあります。

ですから、今の旅館業法以外で合法民泊をやるやり方というのは、国家戦略特区の13条を使うしかないのですが、この正しいやり方を提案してはおるのですが、中身はヤミ民泊の方々と同じような内容ではないのです。当然、いろいろな制約があります。その制約が悪いというわけではなくて、制約があるので、よりヤミ民泊の人たちは今のところ捕まっていないわけですから、そういう意味で言うと、ヤミ民泊でもうかるほうがいいよねということでそちらのほうに行っているのは確かであろうと思えます。

特に民泊の国家戦略特区に関しましては、民泊業者の皆さん方、これは各地域の保健所に必ず登録しなければいけない。そして、宿泊されるゲストの皆様方、これも確実にどういった方が宿泊したかということをしかりと記録をし、そして対面での本人確認というのをしましょう。さらに、先ほど来お話がある外部不経済の問題、近隣住民の皆さん方に対して、何かあったときはどうぞお電話ください、若しくは連絡ください。それに対してはしっかりと対応しますというような事後的なこともあります。さらにいうと、この申請する前に、近隣の同じマンションでしたら自分がやろうとしているマンションの部屋以外全部、そして、戸建てであったとしても、近隣の10m以内の皆さん方に、こういった合法ではありますが、民泊をスタートしますということを周知しなければいけないということがあります。

私も、本来はプラットフォームではありますが、実際は、まずはやってみよう、せっかく作っていただいて法律ですから、これを実際やってみて、この結果を見て、さらにどのようにしていくかというのはまた御議論いただければいいなというようにも考えましたので、一号物件、二号物件、みずから申請をし、今、運用をさせていただいています。

しかしながら、詳細はまた別の機会になりますが、合法であったとしても、今のところ、正直者がばかを見る状況にあるのは確かで、なかなかうまく進まないという現状であります。

これは2月時点ですけれども、ヤミ民泊が万単位で増えている状態。そして、合法が2件。ようやく先週で5件程度になってきました。何とか今月中には30ぐらいいきたいなどは思っておりますが、ただ、ではこの民泊のほうでどんどん増やしていけるのかということ、いろいろな方々からの意見を聞いております。

それが、まずエリアが大田区しかないよね。やれるところは大田区しかない。また4月からは大阪府ではあるのですが、大阪市はまだであったりとか、6泊以上でないためです。そして、あと4月1日から旅館業法の簡易宿所の面積要件の緩和というものが始まります。これは大変ありがたいことではあるのですが、では、それだったら一日単位で地域にかかわらずやれるのだったらそちらでいいやというような意見も中にはあるようです。ですけれども、全体としては進んでいるということは大変ありがたい。そして、ルールがあって進んでいるということは大変ありがたいと考えております。

私たちの考え方といたしましては、やはり2つの大きな軸があるかと思います。

1つは、何と言っても、法治国家であるならば、どういう法律であったとしても、まず現行法を守るべき。それが1つだと思います。ですから、この遵守することに対する指導、取り締まりというものはしっかりやっていただきつつ、早々に成長戦略に資するためのシェアリングエコノミーのお話ですので、それとは別のお話として、民泊、規制改革というものは是非進めていただきたいと思っております。飽くまでも緩和ではなく改革でございますので、ここはいろいろな皆さん方の御意見があるかと思います。そして、その後に決まったものをしっかりと遵守し、結果として新しい観光立国に資するところのお手伝いできればと考えております。

私どもの考えということが大量ありますので、これを全部読み上げようかなと思ったのですが、余りにもうざいだろうということでやめました。後ほど御覧になってください。よろしく願いいたします。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、一般社団法人新経済連盟の井上理事から御説明をいただきます。資料7を御参照ください。10分程度でお願いいたします。

新経済連盟 それでは、よろしく願いいたします。新経済連盟の理事をいたしております井上と申します。

私、現在、新経済連盟のシェアリングエコノミー推進TFのリーダーをしております。こちらの資料は、昨年10月30日に提案したもののホームシェアに関わる部分の抜粋資料となっております。

まず、重要なイシューといたしましては、日本の経済の成長戦略のために何をなすべきかというのが大変重要なイシューであるとは考えておりまして、その中でホームシェアリ

ングの必要性、メリット、今後課題に対するどのような対応策が必要なのか、こういった順番で具体的な設計まで御説明をさせていただきます。

まず冒頭、2ページ目のところはもう既に御承知の方が多いと思いますので、割愛いたしますが、現在、シェアリングエコノミーはホームシェアにかかわらず世界的な潮流となっておりまして、ICT、IoT、IoE、こういったものの進展によりまして、今後これはまたさらに加速していくものであるというように考えております。

その中で3ページ目ですけれども、ホームシェアの現状といたしましては、関係省庁の見解といたしましては、まず一旦、旅館業法上の許可が必要であるという点。第3条のほうに記載のとおり、旅館業を営む場合には、都道府県知事、又は市長、区長などの許可を得なければいけない。このようなものがこれまでのルールでございました。

それに対応しまして4ページ目、ホームシェアを含むシェアリングエコノミーにつきましては、今後、政府としても積極的に推進していく方針と認識しております。記載のとおり、日本再興戦略におきましては、シェアリングエコノミーの新たな市場の活性化のために必要な法的措置を講ずる。規制改革実施計画におきましては、平成27年に検討を開始し、28年には結論を得る。

5ページ目のほうですが、10月15日の安倍総理の御発言の中でいきますと、こちらはGDP600兆円を目指して生産性革命を起こしていかなければならない。その中では、中略を飛ばしますけれども、喫緊の課題は宿泊施設をどう確保するかに移ったと言えると思います。そこで、民泊サービスの規制を改革していきます。

また、10月20日に関しましては、旅館でなくても短期に宿泊できる住居を広げていく、このような方針をお示しいただいております。

これを受けてどのように今後ルールを整備していくのか。これは飽くまでも経済成長という観点からイシューを外さないで議論が必要かと感じております。

ホームシェアリングに関しての必要性、メリットについて、こちらは御説明していきませんが、まず総論といたしましては、多くのすぐれた特徴を有しておりまして、1つは経済効果、もう一つは日本の直面する課題の解決に結び付くというように考えております。

まず、プラットフォームのレーティングシステムによりまして、ホストとゲストは相互評価されますので、評価の低い参加者というのはこのマーケットからは排除できると考えております。

ホームシェアによりまして遊休資産、主に空き家でございますが、こういったものも弾力的な供給が可能となる、そういった道筋をつけることが可能となります。

ホームシェアによる経済効果、課題解決としまして、空き家問題、地方創生、一億総活躍、観光立国、こういったものにつながっていくと考えております。

具体的には7ページ記載のとおり、当新経済連盟の試算ではございますが、このホームシェアによりましてインバウンド消費、それから国内も含めまして、合計10兆円台の経済効果を生み出す効果があるのではないかと考えております。

ホームシェアの物件数としましては約200万件。外国人受け入れ可能人数は約2,500万人。そして、経済効果としましては、 、 、 を合わせたものとして、およそ10兆円台と試算しております。

具体的には8ページに記載しておりますけれども、まず1つ目、ゲストが滞在して消費することによる経済効果といたしましては、ゲストの消費行動の例、この枠囲いの左下のほうに記載しておりますが、こういったもので推計される効果としては3.8兆円。

そして、2番目、ホストの物件への投資、周辺産業が生まれることによる経済効果、こちら事例を記載しておりますが、こちらが推計される効果として約1兆円という試算をしております。

9ページ目ですが、地方創生への貢献ということで、こちらは地方の様々なイベントなどへの特殊需要にも対応ができるということでございます。現在、日本の各地方には、100万人以上の集客力を誇るコンテンツが多数存在しておりますが、残念ながら地域の宿泊施設が足りないなどの理由によりまして日帰りになってしまっていて、その地域に対しての経済波及効果が限定的になってしまっている、こういったことも考えられます。

こちらはホームシェアであれば弾力的な供給によりまして、こうした特殊需要にも対応可能であると考えています。その結果、地域への波及的な経済効果が期待できるのではないのでしょうか。

10ページ目でございます。こちらは一億総活躍社会ということで、ライフスタイル、ワークスタイルの柔軟な働き方ができるようなことによって、こちらのほうが新たな働き方ができる。その結果、国民のアントレプレナーシップを刺激できるのではないかとというように考えております。

11ページ目です。こちらは空き家問題への対応、そして、生産性革命でございますが、御承知のとおり、既に人口減少局面の中で日本経済では空き家と言われるものが820万戸存在しております。この現状、空き家問題の対応が急務になっておりまして、現在、何も手を打たなければ、この人口減少局面、ますます空き家が拡大していくと予想されておまして、こちらは記載してはおりませんが、野村総研さんの試算でいきますと、2033年、今から17年後には2,000万件の空き家になっていくといった試算もございますので、ここに対しては、いかに遊休資産を活用していくのかというのが重要だと考えております。

そして、この空き家をホームシェアに活用することによりまして、弊団体の試算としては約120万戸の空き家が減少することになっていくというように考えております。

12ページのほうですが、企業、家計の負担軽減ということで、こちら報道などでも御存じの方が多いと思いますが、今、宿泊費用が大変大都市圏を中心に高騰しております。これによって出張費の高騰などで企業の経済活動ですとか個人の旅行も大都市圏においては残念ながら制限され、弊害が起こっているといったことも考えられております。

13ページ目です。観光立国、こちらのほうは2019年ラグビーのワールドカップ、2020年、オリンピック・パラリンピック。現時点におきましては、東京、大阪のシティーホテル80%

から90%の高水準で稼働しておりますので、今後、観光立国として2,000万人、3,000万人、そしてその先へと行く場合に、こういった受け皿をいかに用意していくのかというのが大変重要な検討事項だと考えております。

最後にホストとユーザーの交流ということで、これはAirbnbさんのほうからもプレゼンテーションあったとおり、ホスト、ゲストの交流を通じて、若い世代との交流であるとか、ダイバーシティの需要度が向上していったりですとか、おもてなし、その結果、また日本に訪れる海外からのインバウンドのリピーターを作り出す。又は日本人の英語力の向上、こういったこともプラスの面としては考えられます。

一方、15ページ目以降ですけれども、課題も幾つか既に挙げられているかと思えますけれども、この課題に対しては、まず総論としては、レーティングシステムなどテクノロジーの力を活用することで、一定のルールにより課題に対応できるのではないかと考えております。レーティングシステムで評価の低いホスト、ゲストを排除していくということ。他方で、本人確認、衛生、租税、周辺地域の平穏といった指摘されている課題に対しても適切に対応策を検討していく必要があると連盟では考えております。

まず16ページ目、本人確認のほうではございますけれども、こちらはSNSなどICTを活用した形によりまして、ホストが事前にゲストの情報を把握することですとか、事前にゲストがパスポート情報をプラットフォームにアップロードすることなどが可能となっております。また、当然ながら、ホスト在室型におきましては、ホスト自身が本人確認を行っていただくことが可能でございます。

そして、衛生面、17ページ目ですけれども、感染症発生の際の対応など不十分となるのではないかと御指摘に関しましては、感染症発生時の対応については、プラットフォームからホストに対して適切に周知していくこと。これは先ほどのAirbnbさんのほうからもそういった対応を今後検討しているということがございました。また、ホストに関してもこちらは義務を負わせる必要はあるかと思えます。感染症発生の疑いがあるときなどには当局に至急通報するようにといったことでございます。

そして、租税の支払いです。所得税、宿泊税については、適切な徴収がなされるべきではないか。これは当然だと考えております。所得税については、ホスト側で適切な対応を取る必要性をプラットフォームが周知してまいります。また、宿泊税に関しましては、今後の検討となってくるかなと考えられます。

周辺地域の外部不経済の件でございますけれども、周辺地域の平穏などが乱されるのではないかと。これに関してもレーティングシステムによる排除、その他ごみの出し方、施設の利用法などについては、ホストから適切に周知を実施していく、トラブル発生時には、近隣住民がホストに連絡できる。また、当然ながら、マンション規約や賃貸借契約などを遵守していくというものが前提だと考えております。

以上をまとめますと、最終ページ、20ページに記載のとおり具体的な制度設計の提案になっております。

こちらは詳細については時間となりましたので割愛させていただきますけれども、ホストについては旅館業法の適用を受けないことを提案させていただきます。一方で、プラットフォームに関しましては、ある一定のルールを定めた上で、プラットフォームがきちんと問題に対処できるようなインフラを作成し、それに合わせた新たなルールを制度設計していくということが当連盟からの提案でございます。

最後、一番下の注釈でございますけれども、外国籍の事業者に対しましても同じイコールフットイングでのルール適用を本件では求めております。また、従来の旅館業法に関しましても、時代に合っていない規定などに関しましては、不断の見直しが行われていくべきであるということをつけ加えさせていただきます。

以上、日本の成長戦略のためにホームシェアの積極的な推進を御提案させていただきます。

以上となります。どうもありがとうございました。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、ここで10分休憩を入れまして、再開後は意見交換を行いますので、積極的な御発言をお願いします。では、15時40分まで休憩といたします。

(休 憩)

岡議長 それでは、会議を再開いたします。

ここからの意見交換は、司会進行も長谷川委員にお願いいたします。長谷川さん、よろしくお願いいたします。

長谷川委員 それでは、意見交換を始めたいと思います。

本日は一般傍聴の方々から後ほど御意見をお伺いする時間も設けたいと思っております。それから、本日はニコニコ動画によるインターネット中継も行っておりますので、視聴者の方からも御意見をお寄せいただければと思います。

前半部分では、現在の政府における検討状況と民泊サービスについて懸念を有するお立場、あるいは事業者として民泊サービスを進めたいお立場のそれぞれから御説明を頂戴いたしました。

意見交換においては、民泊サービスの様々な課題のうち、特に3つ。まず、1つ目は外部不経済への対応をどう考えるか。安全・安心の確保をどういうように確保していったら良いか。及び民泊サービスの類型。これは家主がいる場合、いない場合など議論がもう既に出ております。そういったような課題について、具体的な対応方策を中心に議論を進めてまいりたいと思っております。

なお、本日は関係省庁として、プレゼンされた厚生労働省のほか、観光庁、国土交通省住宅局、消防庁の方々にも御出席をいただいておりますので、内容に応じて随時御発言をいただきたいと思っております。

それでは、御意見、御質問があれば、早速お願いしたいと思います。

北原さん、よろしく申し上げます。

全旅連（北原会長） 先ほどAirbnb社さんのところに口頭で御質問したようなことですが、ホストの個人情報を関係所轄の行政庁から開示請求があった場合に、開示していただく御意思はありなのか、ないのか。

それと、これはプラットフォーマーの方をある程度みずからこういうルールを作るべきだとおっしゃっていますので、例えばあさって、実はフランスのホテル協会の人たちと話し合うのですけれども、彼らはプラットフォーマーというのをAirbnb社が世界、ほかにも幾つもできてきているのですが、一定の世界的に統一されたルールを作るべきだということを提案されていまして、フランスのホテル協会はプラットフォーマーを不動産業者として登録してほしいという要望をされていました。我々は、旅行業に基づく旅行者として登録をして、そのルールを守っていただきたいというように考えておるわけですが、まず、第1番目の質問、とにかく先ほど申しましたように、オーナーの許可がなくても物件は紹介しますよということを代理店のホームページの中で公表されていることをAirbnb社の田邊さんは御存じでございましょうか。

長谷川委員 それでは、田邊社長、お願いします。

Airbnb Japan Airbnbの田邊でございませう。

まず、我々のサービスについて簡単にお話し申し上げますと、我々はマーケットプレイスでございまして、仲介ということはしておりませんので、仲介業ということには当たらないのですけれども、どのオンラインサービスでも同じだと思いますが、その個人情報に関しましては、非常に慎重に取り扱わせていただいております。

ただ、何か緊急なことが起きたときに我々はそれでも拒むのかということ、決してそうではございまして、既に仕組みはございまして、警察のほうから我々のサービスの運営会社のほうにお問い合わせをいただきました場合には、我々のほうから情報を提供させていただいているというのがもう既にやらせていただいている現状でございませう。

また、フランスに関しましては、我々も認識している範囲でお話し申し上げますと、我々としては、フランスでは新しいルールづくりができて、そのルールづくりに基づいて、どういう方々がいらっしゃるのかという段階に入っています。ルールづくりができて、その後そのルールに基づいてどういう方がいらっしゃるのか。そのルールに基づいていない方がいらっしゃれば、どのような活動をされるのかというのが自治体の方がやられているのですけれども、我々としてもマーケットプレイスとして可能な限り協力させていただいているという実情でございませう。

長谷川委員 今の御質問の最後のほう、オーナーの許可なく紹介している例、これについてはどうですか。

Airbnb Japan すみませう、オーナーの許可なく。

長谷川委員 オーナーの許可なく紹介している例があるというように北原さんが御発言

されていると思いますけれども、それについての御回答はいかがでしょうか。

Airbnb Japan 我々のほうで基本的にはマーケットプレイスとして一個一個の事例に関して、合法性に関しては、やはり3万4,000都市にございまして、またその3万4,000都市の中でいろいろな貸し方がある中でプラットフォームとして確認するというのは限界があると認識しております。

長谷川委員 北原さん、どうぞ。

全旅連（北原会長） ホームページ上にAirbnbの管理を代行する会社の一覧というのが出ておりまして、もう50～60社の名前が出ておりますが、その「hyakka」という京阪、京都、大阪で紹介されている会社のホームページに、要するにオーナーの許可がなくても民泊業はできますよと書いてあるのです。そんなことを平気でホームページに載せておられるのをAirbnb社が感知しないというわけではないと思うのです。まして、Airbnb社からゲストから宿泊料金を受け取ったものをその管理会社の口座に一旦振り込んで、管理会社の口座から各ホストにお金が流れるということになっているということは、Airbnb社の子会社とみなして妥当なのではないのでしょうか。それを御存じないというはずはないと思うのです。いかがですか。

長谷川委員 いかがですか。

Airbnb Japan もしそうでありましたら、我々も早急に対応しなければいけないと思うのですけれども、我々の今の特に私の現状を把握しているものとしましては、そういうサポートサービスですとか、そういうものを弊社のプラットフォーム上で、ウェブサイト上で紹介させていただいていることはないというように認識しておりますので、また調べさせていただいて反応させていただきたいと思うのですけれども、御存じのとおり、我々、広告もしておりませんので、広告モデルではない我々のサービス上でいろいろなそういうサービスの紹介をする場所がないと認識しておりますので、また調べさせていただければと思います。

長谷川委員 ほかはいかがですか。

どうぞ。

大崎委員 今のやりとりで今後の制度設計の1つのポイントになるような点が明らかになってきたような気もするのですけれども、私、先ほどの皆様のお話を伺っていて、若干方向性がかみ合っていないなという感じを持ったのです。それは要約すれば、いわゆるシェアリングエコノミーということで、個人が自分の資産をほかの人といわばシェアするという発想でこの問題を見ていくのか、それとも新たな宿泊施設の大規模な提供というようにこの問題を見ていくのかという違いなのではないかなと思うのです。そこは政府の話の進め方にも若干問題があったかなと私個人的には思っていますのは、どうしてもオリンピックなどへ向けて宿泊施設が不足していますという話が出てしまうと、従来の旅館、ホテルのいわば制度の潜脱みたいな宿泊施設を大量に供給させようという、言ってみれば陰謀かみたいな話になってしまうということが非常にある意味話がかみ合わない原因になって

いるのではないかという気がするのです。

私が思いますのは、これはもちろん結果として宿泊施設の不足に対処する1つの道になると思うのですが、やはり個人が自分の持っているものを、いわば余らしているものを大々的な商売にはならない範囲でシェアしていくというようにするべきだと思っ
ていまして、例えば先ほどなたかから出ておりましたけれども、宿泊させる日数の上限を定めるとか、あるいは逆に今ですと6泊以上でないとかだめという、特区の場合、正直私は
どういう趣旨が分からないで不思議な制度になっていると思っているのですが、むしろ1泊でもいいけれども、全体では30泊あるいは40泊までしかだめよというようにする
というような枠をはめて大規模なビジネスではないという形にしていくのが1つのいい落
としどころなのかなという気がしております。

それで思うのは、そのときにはプラットフォームと申しますか、情報の仲介者になる
方の責任は従来の議論よりも厳し目に見ていく必要があるのかなと個人的には思っていま
して、その意味で、先ほど田邊さんの御発言で気になったのは、我々、仲介者ではなくて
マーケットプレイスですからというようにおっしゃったのですが、インターネット
の時代は、要するにプラットフォームを提供しているということは、要は仲介している
ということなのです。それはインターネット証券会社の方が我々は投資家を勧誘していま
せんと言うような、やや逃げ口上と言う言い過ぎかもしれませんが、言葉の遊びみ
たいな気がしております、そういう場を提供していくということは、やはり誰かと誰か
が結び付くことを仲介しておられるので、その仲介者としての責任を全うされるとい
うにやられたほうが建設的だと思うのです。

その意味で、私は1つお伺いしたいのは、仲介者としての責任の一つ、大きなところは、
先ほど長谷川委員からも話がありましたが、外部不経済の問題についてどう対処するか
ですね。先ほど田邊さんからも、それから新経済連盟さんからも、レーティングとい
うことが盛んに出ておまして、確かにホスト、ゲストをお互いレーティングする。それはいい
のですが、悪い方向で利害が一致してしまうということもあるわけですね。どうし
ようもないホストとどうしようもないゲストの利害が一致してしまっ、お互いは満足
しているのだけれども、周りが迷惑している。これをどう防止するかについて、少し具
体的に話をいただかないと前向きな議論が進まないのかなという気がするのです
けれども、いかがでしょうか。

長谷川委員 それは誰にですか。

大崎委員 田邊さんにもお伺いしたいし、旅館、ホテルの関係者の方にもそういう
ことでホスト自体の責任は少し軽くしつつ認めていくということについて賛同して
いただける余地がないのか、両方お伺いしたいです。

長谷川委員 田邊さん、御発言はありますか。あるいは北原さんのほうから先でも。

北原さん、お願いします。

全旅連（北原会長） 今、最後におっしゃいました旅館業界、既存の我々業者がそれな

りにノウハウを持っているわけですから、安全管理とか衛生管理とかという面で、そういった新たに事業をされる方々に助言をするような場所を作っていただくということについて、やぶさかではございませんし、先ほど来、我々が言いましたように、年間相当なコストをかけながら、目に見えないサービスというのは安全・安心にどれだけメンテナンスにお金をかけているかということなのですけれども、そういったことについても御助言を申し上げて、それは海外からお客さんがお越しになるのですから、ウイルスを持って来られることもあるし、いろいろな病気にかかれることもある。いろいろな問題をはらんでいますから、警察とも協力しながらこうしましょうという御助言はしていきたいと思っております。

それと、そのマッチングサイトの先ほど私が言いました中で、京都市の調査、前回、民泊サービスのあり方でも京都市が発表しておりましたが、そのホストで海外に住居を持たれるホストの方が日本で物件を所有されて、あるいは物件を賃貸されて、それをやっておられるケースも大分京都市内では出てきておるわけです。ですから、この辺のこともテロとかいろいろな問題のことを考える上で、海外に住居を置かれる方がホストになるということは、我々としては国民の安全に決していいものではないというようにも考えておりますので、その辺のところも是非御議論をいただきたいと思っております。

長谷川委員 今の海外問題、では、大崎さん、どうぞ。

大崎委員 私、これから細かいところを詰めていく必要があるというのは全く賛成なのですが、自分が居住しているところでないといけないとかというように限定してしまうと、これはシェアリングエコノミーの本来の趣旨から相当離れてしまうと思って懸念しております。海外に住んでいるというのも、そもそもそれで金もうけをしようと思って最初から物件を買われるというケースと、日本にもともと自分で住んでいたのだけれども、例えば転勤して今、アメリカに住んでいるので、その間、民泊に使ってもらったらどうかというので全然違うと思うのです。

ですから、そういう本来のシェアリングエコノミーの方向性に合ったものは認め、それから完全に外れたものを取り締まっていくような制度にできればいいかと、これは具体的にどうしろというのはなかなかないのですけれども、そういう感想を今、抱きました。ですから、海外にオーナーがいるのは全部だめだということまでやってしまうと行き過ぎかなと思った次第です。

長谷川委員 いかがですか、今の点。

井上さん、どうぞ。

新経済連盟 今、御質問いただいた外部不経済の問題ということで、要は近隣の周辺の住民の方々にごみ出しですとか、騒音ですとか、管理規約のルールを守らないといったクレームに対する対応のことだと受け取りまして、それに関しては、本来ホスト、ゲストが責任を守ることは当然なのですけれども、プラットフォームと呼ばれる側がまず個人の特定をしておくということ。それから、第三者である周辺の住民からのクレーム窓口をき

ちんと設置をし、それに対してホスト及びゲスト側に対して是正勧告をする。それで是正されないようであれば、プラットフォームからの排除をすることとして、ある程度のプラットフォームとしては届出制などのきちんとした、これから検討されて決まっていくルール、その中でも外部不経済に対してはこういう処置をしましょうというルールを遵守するプラットフォームが届出をしていく。それが守られない場合には、プラットフォームそのものが退場させられるというようなことが1つの試案ではございますけれども、方向性としてはあるのではないかと考えております。

長谷川委員 今の点で御質問ですけれども、ホストの方が海外におられる場合でも、プラットフォームが海外のホストに対して何らかの助言なり指導なりディシプリンをきかせていくということが可能だということにお考えですか。

新経済連盟 可能だとは考えております。理由としましては、ある程度遵守をするプラットフォームだけがサービス提供している中で、ある特定の海外在住の人物、これは海外でなくても国内でも同様だと思いますけれども、その場合にある一定のルール、基準を守れない、遵守できないという場合には、再三の警告に対しても遵守しないということであれば、そのプラットフォームそのものから退場を促すということは可能だと考えております。

長谷川委員 田邊さん、実際のホストで海外におられるホストの方は相当いらっしゃるのですか。

Airbnb Japan 実はその数字は把握していなくて、今回出させていただく数字しかないのですけれども、今の話を我々も賛同できるところがございまして、やはり物件を貸されるところがその法を遵守して、かといって、その場合にプラットフォームとしてマーケットプレイスとして何もすることがないということは決してございませんで、まず、どういう簡単で分かりやすい法律、そして現実的な、どういう個人でも法律が守りやすいという法律ができた暁には、我々、プラットフォームとしてマーケットプレイスでできる役割はあると思っていますので、それは協議していきたいと思っています。

長谷川委員 でも、ホストとして御社のサイトに登録したときに、このホストはどこにいる人かというのは当然把握されているのではないですか。

Airbnb Japan その情報はオペレーションの会社としては持っております。

長谷川委員 では、把握されているということですね。

Airbnb Japan はい。オペレーションの会社としては持っておりますが、我々として日本では持っておりません。

長谷川委員 今、意味がよく分からないのだけれども、要するに、会社としては持っているけれども、それは公開しないという意味ですか。それとも、日本に特化した日本のマーケットとしてそういう数字はまとめていないということですか。

Airbnb Japan 個人情報に関しましては、これはオンラインサービスもほかのサービスも一緒だと思いますけれども、我々として非常に重要にしておりますので、個人情報の開

示という意味では慎重に扱わせていただいています。

長谷川委員 公開していないという意味ですね。

Airbnb Japan はい。公開していません。

長谷川委員 佐久間さん、どうぞ。

佐久間委員 先ほどのAirbnbさんの説明からしても、実態としては日本の物件数で3万件ということで、これは非常に大きいサービスの広がりがある。それを前提に考えなければいけないと思います。

その前に、もう一つ実態は分からないので、先ほど3万件、これが平成27年の件数で、日本へのゲストというのが何万人だったのか、前年比で521%成長したという、そこが何万人、昨年ゲストの利用者があったのかという数字と、その中で、そのゲストの方がホストが実際に住んでおられるところにホストとともに宿泊した件数というのがあるのかなのかという点。あと、ある物件に限って言えば、あるというか、物件ごとにその物件の利用日数というのは年間何日くらいだったのか。非常におよそでいいのですけれども、その辺を教えてくださいと思います。

長谷川委員 Airbnbさんに対してですか。

佐久間委員 Airbnbさんに対しての数字と、具体的な資料でいうと、先ほど説明に使っていただいた5ページで日本のゲストというところの数字の絶対値が書いていないので、このゲストの数。それと、そのゲストの方が実際ホストの住んでおられるところにホストとともに滞在したケースがあるのかなのか。それと物件1つ当たりの稼働日数。年間で360日の中200日くらいゲストが宿泊されているかどうかとか、その辺について教えてくださいと思います。

長谷川委員 お答えできればお願いします。

Airbnb Japan 可能な範囲でお話しさせていただきます。

実は、インバウンド、日本に入ってくる数字は公表していませんけれども、大体100万くらいというように想定しています。ただ、これが日々変わっておりますので、今の時点で何万人が来ているかというのは分からないのですけれども、グローバルでも注目されているのは日本が一番伸びているというところがございます。

実際にホストが住んでらっしゃるという意味では、日本とかマーケットごとには把握できていないのですけれども、グローバルでは平均的に8割の方々が実際に自分の主たる住居を貸し出しされているというような情報がございまして、今、我々が把握できているのは、新規で入ってこられるホストの方々の情報が入っているのですけれども、どんどん自分の住んでいる主たる住居を貸し出しされている方が増えているという状況でございますので、これはオンラインサービスのライフステージだと考えておりますけれども、今後どんどんAirbnbもほかの国に追い付くにつれて、8割という数字に近づいていくのではないかなと考えております。

長谷川委員 佐久間さん、どうぞ。

佐久間委員 前回、10月までの数字が100万ということで規制改革会議の場で御説明があったので、当然それよりは多いだろうということと、前は日本ではホストが住んでおられるところでのケースはほとんどないというようなお話も規制改革会議の場であったのですが。

Airbnb Japan 恐らく100万というのは、経済効果を発表させていただいた数字になると思います。住んでいるところがほとんどないという数字は、ごめんなさい、私の把握とは違うのですけれども、実際にホストの方が住んでらっしゃるところも、日本でも相当数いるというように認識しています。

長谷川委員 松村さん、どうぞ。

松村委員 話を戻して申しわけありません。先ほど出てきた外部不経済に関する問題で、Airbnbさんからプレゼンテーション中に苦情対応の窓口を設けることを御説明いただきました。それを聞いたときに、その対応の窓口はあったとしても、それが一体何をするのがいま一つ分からなかった。しかし今の新経連からの説明で何となく分かりました。

つまり、苦情が来たときには、ホスト及びゲストに対してこういう苦情が来ている、善処せよと何らかの形で伝える。それでもなお改善しないときには、そのようなホストあるいはゲストは登録させない、そのプラットフォームから排除するのだと。さらに、最後に新経連がおっしゃったのは、そのようなことをちゃんとしない、苦情が物すごく来ているのにもかかわらず全く対処しないで登録したまま放置しておくプラットフォーム事業者自体が排除されることによって健全性を保つのだと。そのときに、最後に届出ということを言われたので、私の頭の中でうまく整理できなくなった。

例えば届出ではなく、登録だとか許可制だとか、IT業界の人たちにとってはとてもアレルギーのある制度だと思うのですが、仮に登録制度や許可制だったとして、そういうことを繰り返していつまでたっても是正しないプラットフォームに対しては、登録を取り消す、あるいは不許可というか、許可を取り消すという最後の手段があるとすれば、そのような登録取り消しあるいは不許可を避けるために、当然にそういうときには善処してくれるだろうと予想され、なおかつ本当にそうなったときには取り消され、プラットフォームとしての機能を果たせなくなる担保がある。しかし届出でどうしてそれができるのかという論理がよく分かりませんでした。

届出でも政府の介入が一切ないということはないが、一般論としては、登録や許可制に比べて届出制というのは非常に緩い規制と考えられていて、その緩い規制のところでも簡単に政府が介入できる制度にすると、それは逆に届出制という制度の意義を損ねる。むしろ弊害が大きいのではないかと。プラットフォームのほうに登録制あるいは許可制のようなきつい規制がかかったとしても、それでちゃんとやるというほうが、いろいろな人が安心できるということはないのでしょうか。そこに対するきつい規制というのは、やはりIT業界としてはどうしてもノーなのでしょうか。意見があれば教えてください。

長谷川委員 では、井上さん、お願いします。

新経済連盟 御質問ありがとうございます。

こちらはスライドに映っておりますとおり、当連盟のほうから左上のところに書いてあります所管省庁、省庁への届出というように記載をさせていただいております。今、松村委員様から御質問いただいた点に関しましては、これは届出なのか、許可免許制なのかというような議論の余地があると思っております。

これはアレルギーというわけではないのですけれども、いかに具体的な安全措置ですとか衛生措置ですとか外部不経済の問題を取り締まれるかという観点から、この辺に関しては議論の余地があるというように考えておりますので、何が何でも届出制でなければならないという提言ではございません。

長谷川委員 もう一つ、松村さんが御質問された窓口を作ったとして、苦情を聞いたとして、その後、何をやるのだと、そこのところは誰かがお答えできますか。

新経済連盟 一旦、新経連の提案としては御理解をいただいたというように理解しておりますので、もしその他の補足がありましたら、よろしくお願いします。

長谷川委員 これは田邊さんにお聞きしたほうがいいと思いますけれども、窓口を作られる、要するに何らか近隣の声も拾い上げるということですが、拾い上げたその結果、どう対応されるのでしょうか。

Airbnb Japan 逃げのように聞こえるのが嫌なのですけれども、実はこれは数週間後にグローバルで開始する仕組みでございまして、そのときにまた詳細を話させていただくのですけれども、我々としてできることを発表させていただきます。ただ、例えば、日本の中でAirbnb以外のいろいろな企業があった場合には、これがベストな方法か。Airbnbだけが窓口を設けることがベストなのか、どこか中心の窓口があることがベストなのかというのは議論をさせていただければと思うのですけれども、法ができるまでは何もしませんというスタンスは決してございませんで、我々としてできることを考えた上で、我々としては設けたほうがいいでしょうということで設けさせていただく施策の一つでございます。

長谷川委員 森下先生、どうぞ。

森下委員 私は大阪なので前回も会議で言いましたけれども、大阪は今、民泊の問題は特区の中でも取り上げていますように非常に深刻というか、宿泊施設が本当に取れないという状況の中で、一番多分切実にこの問題を早く解決していただきたいと思っている場所ではないかと思うのです。その意味では、かなり論点は出そろってきているので、早く皆さんに歩み寄ってほしいなというようにまず思っています。

そう思った中で一番問題なのは、やはり私の周りでも気にされているのは、近隣とのトラブル。これは残念ながら今お話を聞いている限りでは、まだ歩み寄るところまで行っていないのかなど。これは是非提供側の責任というのも非常に大きいと思うので、もう少し具体的な提案を早目に出してほしいというのが思います。その中で、御質問としては、当然海外でもトラブルがあるので、恐らくそういう事例をどういふように対処しているのか。今までの田邊さんのところの会社の経験から言って、こういうようにやっているというほ

かの国での例を御紹介していただきたいのが1つ。

もう一点は、やはり課税の問題が非常に大きいと思うのです。日本国内の方であれば課税はできると思いますが、海外の方が収益を得た場合、どのように課税をされていくのか、あるいはされているのか。その点に関しても事例を御紹介していただければということで、2つ御質問をお願いしたいと思います。

長谷川委員 いかがでしょうか。

どうぞ。

Airbnb Japan 我々もできるだけ早く近隣の窓口に関するお話をさせていただきたいところでございますけれども、数週間後の発表を前倒しさせていただいてお話しさせていただいていますところ、詳細についてはグローバルの発表のときに御案内させていただければと思いますが、我々としましても、単純に今回の窓口がメインではなくて、やはりホームシェアリングが今後増えていくときに、これがホームシェアリングに参加している方々だけで完結するエコシステムではないということは重々認識しておりまして、やはりホームシェアリングが安全に広まっていくためには、そのホームシェアリングに参加されていない方々との共存というところが等課題になっていくと思うのですけれども、実は我々だけではなくて社会の方々とのディスカッションの中では、様々面白いアイデアは出てくるのです。例えば日本の団地というのはコミュニティーの中でコミュニケーションをどうとっていくのかというのを配慮した上での設計になっています。それがAirbnbのコミュニティーとそうではないコミュニティーが交流するためにどう使われたら面白いのかというような議論などもございますけれども、まだこの時点で、これは私の本当に楽しみの一つではあるのですが、どのように共存できるのかというところは、今後発表させていただければと思います。

税金のお話ですけれども、昨年10月にまずは消費税。海外のオンラインサービスでもちゃんと徴収しなさいということに関しましては、すぐに弊社もウェブサイトのほうの改修をさせていただきまして、消費税を回収できるようにというような形で進めさせていただきまして、次に、今、注目をしているのは、東京だけではございますけれども、ホテル税がございまして、パリでは、観光税という形でかわりに徴収できないかというお話を頂戴しまして、もちろんオンラインプラットフォームでございまして、代行して徴収して、まだ3か月ではございますけれども、1.5億円の徴収をお手伝いさせていただいた。これは単純に自治体のほうに協力させていただいているだけではなくて、我々のホストの方々は決して法をかいくぐって何かをしたいということではございませんので、ホストの方々が法律を厳守するために何ができるか、もっと簡単に法律を守るための仕組みの一つとしても、ユーザーの利点の向上につながっていくものではないかなと考えております。

長谷川委員 どうぞ。

大崎委員 すみません、税金の話が出たので確認しておきたいのですけれども、宿泊税もいいのですけれども、消費税もいいのですけれども、所得税が一番大きいですね。支払

調書的なものは何かゲストの分、プラットフォームとして出されているのですか。

Airbnb Japan 実は今の件も非常に重要だと思っております、何ができるかというのは検討させていただいているのですけれども、まず、報告をできるのではないかと。御連絡をする、情報を提供するということができるのではないかとということで今後このタイミングで税金を納めるための手続がありますけれども、年末調整ということがありますけれども、そういうことをしてくださいねというような御連絡をできるというようには考えています。

長谷川委員 大崎さんの質問は、支払調書の件ですから、これはどなたか役所の方に聞いたほうがいいと思うのですけれども、こういうビジネスの場合、誰の所得になって、誰が支払調書を発行する義務が生じているのか、その辺、誰か御説明できる方はいらっしゃいますか。

刀禰次長 では、事務局からお答えいたしましょう。

今、支払調書というお話でございましたけれども、支払調書というのは税法の関係では一定の定められたものについて、例えば保険会社から保険金の支払いをしましたということで提出するというので、それぞれ法定をされております。ですから、一般のビジネスの取引を全て報告する仕組みにはもちろんなっておりませんが、一定の特定の税務情報、捕捉が必要なものについて税制改正が行われれば一定の制度化がされて、本件がそうなるかどうかということについてはこれからの今後の議論だと思います。

長谷川委員 そちらが早かったので、上山さん、どうぞ。

百戦錬磨 今、お話を聞いていて、かなり感情的に我慢できなくなってきたのでお話ししたいなと思います。

まず、私どもの立ち位置は、日本の国の法律、ルールでやっていいですよという範囲しか今していません。その中で、今、Airbnbの方々がおっしゃっているようなことにつながるのには国家戦略特区、それも指定された大田区のみであります。この大田区で今、数件の物件をみずからも運用し、そして最初、余りにも使い勝手が非常に厳しい部分がありましたので、自分でやるしかないなと思ったので自分でやり、そのやり方をこれからやろうという合法でやりたいという方々にお伝えをしている状況ですから、まだまだ多くの物件にはなっていませんが、少しずつ増やしていこう。そこを愚直にやっている立ち位置です。そういう意味で言うと、外部不経済に対して合法で、今正に外部不経済と言われるような可能性があるところに対して対応している会社なのです。ですから、私ども、これからするとかしないとかではなくて、現状やっています。

では、今、先ほどからのレーティングによって外部不経済というものがあ程度抑止できるというお話はインターネットのたしなみの話なので、そんなことはみんな分かっているのです。でも、1発目からどんな人が来るのですかという話もあるし、最初、もともとサイト、ホスト自体の問題もあろうかと思えます。なので、先ほど最初からえらく騒ぐなというような話になるということもありますので、事前に私たちは近隣に対して説明をし

ているのです。こういうことをしますよと。かつ、何かあったときは24時間ここに連絡をくださいということもお伝えをしています。まだスタートしたのは数件ということがありますので、今のところ事後でのクレームというのはいただいていません。しかしながら、事前のお話はクレームではなくていろいろな御心配になっているところをお尋ねになられることが大変多いです。しかしながら、合法であり、スタートの一番最初ということもありますので、ここはしっかり丁寧に対応し、そして、予想される外部不経済と言われていたところの皆さん方の心配、不安になってらっしゃるところをどれだけたくさんお伺いをして、それを仕組み化するということなので、ここは愚直にやらせていただいています。

ですから、ここは極端な言い方、具体的に言うと、例えば先ほど連絡を聞いたときにホストの方に連絡をする。これは当然するのですけれども、それ以外に例えば急激な何か病気になる、それとか火事であるとか、いろいろなことがあります。そういうときには警備会社と提携をして、警備会社さんのシステムも入れて今やっております。そういう意味で言うと、駆けつけサービスということもホストがない場合に関しては、そういったことも私たちのソリューションとしては提供しているということです。

長谷川委員 井上さんも先ほど手を挙げられた。

新経済連盟 ありがとうございます。まず、課税のところに関しての御質問の前に、一旦ここは規制改革会議の場でございますので、基本的には経済発展のためにいかにルールを新たに作るかというスタンスでお答えをさせていただきます。

課税のところに関しましては、当連盟としましても賛成でございます、どのように徴収するかというところでいきますと、まず所得税、宿泊税、入湯税、プラットフォームに対する課税、これは全てきちんとやるべきだと考えておりますが、所得税のところに関しましては、プラットフォーム側側の決済のところクレジットカードなどによる決済を基本的な形と想定しておりますので、それによる所得税に関してはきちんと納税証明書などの発行を求めるなどの施策を講じていきたいと考えておりますが、これは関係省庁との調整が必要かと考えております。

宿泊税のほうに関しましては、こちらはホストのほうでちゃんと納税をしていただければいいのですけれども、それがなかなか網羅的にカバーできないということであれば、これもプラットフォーム側側のほうに代行徴収を義務づけるというようなことも想定の中には入っております。

入湯税に関しましては、こちらは温泉施設など、そういったものを保有している物件とそうではない物件がそれぞれケース・バイ・ケースで分かりますので、これに関しては、どちらかといえばプラットフォームの関与について消極的な考えを持っております。

最後、プラットフォームへの課税、これは当然ということで、国内法規において納税をきちんとしていくというところで、これはプラットフォームのほうからある程度先ほどの届出なのか、許可制なのかという議論は今後進めていきたいと申し上げましたが、その一定のルールの中では、納税に関しても協力的に推進していく、こういった立場でござ

います。

長谷川委員 滝さん、どうぞ。

滝委員 お話をお伺いして、ある意味で日本の法律に従うという強い御意思がおりになると思うのですが、日本が観光立国を目指すうえで、見方を変えて、アトキンソンさんなどの言葉で言うと短期移民というようなことで考えますと、グローバルな価値観というのはある程度は尊重しなければいけないのかなと思います。アメリカのITの領域は、何か起こったら裁判して云々、和解して云々というようなことで、日本の法制度とは少し違っています。でも、観光というのは短期移民で、グローバルな実態を結構参考にして、森下さんがおっしゃるように早く和解ではないのですけれども、歩み寄って、日本としても早く合法でやれるようにしなければいけないのではないのでしょうか。民泊というのを旅館業法と少し違った形で、いろいろと安倍首相も言っていますので、その辺のところを実態に合った、民泊する人の気持ちに合った形で早く何かアクションすることがとても大事なような気がしています。旅行というのは世界平和の中でしか実現しないグローバルな価値観の代表的な趣味趣向の世界だと思えますものですから、そんな感じがいたしました。

長谷川委員 佐藤さん、お願いします。

全旅連（佐藤副会長） ありがとうございます。

私たちの立場といたしましては、今、いろいろと御議論いただいておりますが、民泊全体について決して反対するものではございませんし、これは皆様と同様でございますが、早急なルールづくりが必要であろう。ただ、問題は、懸念される事項をルールの中にしっかりと盛り込んで、日本版の民泊を作るべきだと思います。そもそも旅館業法、皆様も御存じかもしれませんが、法規制は世界的に余り例がないと伺っております。韓国にあるぐらいではないかという話も伺っているわけですが、そこには必要があったから業法ができたわけございまして、日本という国是になじんだ法律だと私たちは理解しています。

その視点から考えたときに、日本版民泊のルールは基本的に旅館業法を土台に作らなければ意味がないのではないかと考えております。昭和23年に制定された旅館業法でございますが、様々な改定を加えながら現在に至っております。そこには時代に応じて、様々な知恵とかそういったものが凝縮されております。私たちもそれをよりどころにすることによって、地域文化ですとか地域経済との融合をなしてきたという歴史的な経緯もあるわけでございます。もちろん今お話しいただいたようにグローバルな視点も大切でございます。なおかつ、私たちもシェアリングエコノミーに関しては、その必要性も感じておりますし、その大きなうねりも実際に感じている時代でございます。そういったものに関しまして、決して排除することなくグローバルなうねりも取り入れつつ、なおかつ今まで70年間にわたりましてしっかりと作り上げてきた、そういった土台を基にしながら、是非新しいルールを作っていただきたいと考えている次第でございます。

長谷川委員 大崎さん、どうぞ。

大崎委員 今の御発言についてなのですけれども、私はそれはまずいのではないかと率

直に思いまして、旅館業法が全部いけない法律だとか、そんなことを言うつもりは全くないのですけれども、旅館業法というのは基本的に宿を貸す人にいろいろな義務を課し、いわば負担を課す制度ですね。ただ、民泊の場合は、貸す人というよりは、貸す人と借りる人をつなぎ合わせるプラットフォームに何らかの規制を課すというようにしていったほうがうまくいくのではないかと考えておりまして、貸す人、ホストに余りにいろいろな義務を課すと広がらないのではないかなと思うのですが、そこはどうですか。

長谷川委員 では、佐藤さんのお話を聞いた上で上山さん、どうぞ。

全旅連（佐藤副会長） どのような義務を課していくのかに関しましては、これから本当に両者で話を進めていく必要があるというように思っておりますが、しかし、その一方で、今まで70年間にわたりまして、とにもかくにもこのような形で現状、確かに先ほどAirbnbの社長からはもう時代に合わない法律ではないかというように言われてきましたけれども、必ずしも時代に合っていないとは思っておりません。どの程度の負荷をかけるかに関しては、これから議論の中で決めていくべき話だと思いますが、前提条件として今まであった法律を生かしながら、上手にそれを工夫していく必要性があるのではないかと今も考えてはおります。

長谷川委員 では、先ほどから手を挙げられているので上山さん。

百戦錬磨 ありがとうございます。まず、今のプラットフォームということで言うと、実は全然規模も全く立ち位置も違うのですが、一応私どもはプラットフォームなので、プラットフォームの立ち位置で申し上げますと、やはり扱う物件というものがその国の法律を守っていますよということは大事ななと思っています。

ただ、その法律自体、それこそそれをどのようにするかというのがここで話し合われているポイントだと思っていますし、また、もう一つ言うと、プラットフォーム自体のやるべき責務、この部分もこちらのほうで御検討されている部分だとは思っています。ですから、そこは改革していくということに関して何ら異存はないのですが、以前、田邊社長にも直接お伺いしたことがあるのですが、Airbnbの日本の登録されている、今、2万、3万ぐらいですか。その3万物件の何十%、何%が日本の法律を犯していますかというのを聞いたことがあります。そのとき、シンガポールの方、外国の方もいらっやっていて、皆さんがおっしゃったのは、私たちは分からない、知らないというようにおっしゃいました。何で分からないのですかと、データベースがありますね。そこに誰が何をどういうところの人がどれぐらいの日にち、どれぐらいの金額で貸しているというのは当然分かるわけですから、それはどうなのですかといたら、それは分かりませんとおっしゃったので、それは違っだろうと、何ですかと言ったら分かりませんとおっしゃったので、もしかしたら今はお分かりなのかもしれないですけども、こういった自民党の委員会のとき、704号室で私は直接聞いた覚えがありまして、そのような私の考えるところでは、そういうことをしっかりと把握して、不法な違反している者に対してプラットフォーム側でもある一定の担保をする責務を負うということが必要ではなかろうかなと考えています。

長谷川委員 大田さん、先ほど手を挙げられていた。

大田議長代理 引き続き佐藤さんに伺います。民泊に必要な規定として、1番目に外国人観光客のみ対象と書かれておりまして、この理由が分からないので御質問したいのです。

民泊の目的の一つは、宿泊サービスに多様な選択肢を提供するということにあります。それからすると、外国人観光客だけを対象にする必要はないのではないかと。先日、日経新聞でしたか。病院の近くで入院患者の家族に対してお部屋を提供しているという例もありました。こういうニーズもあるわけで、外国人に限定するのはなぜかということをお尋ねいたします。

もう一点、井上さんに確認だけなのですが、具体的な制度設計案で、可能な限りガイドライン等による柔軟な形での規律が望ましいと書かれているのですが、先ほど来の外部不経済への対応ですとか納税ということを見ると、許可制であるとか届出制といったものも念頭に置くという理解でよろしいでしょうか。

以上です。

長谷川委員 では、佐藤さん、お願いします。

全旅連（佐藤副会長） 多分、今、御質問いただいた根底には、そもそも先ほども議論の中で出てまいりました、ホテルが本当に逼迫しているかどうかという話も出てくるかというように思っております。

実は私自身も現在、外国人旅行者の宿泊数が増えて日本全体の特に大都市におけるホテル需要が逼迫しているということはよくよく存じ上げております。その一方で、経済においては需要が逼迫すればするほど供給がなされるというのが必然だと考えておりますので、ホテルは特に装置産業でもございますので、なかなか今日のホテルは足りないからあしたのホテルは提供できるというわけにはまいりません。そういった意味では、若干の時間的なロスが出てきているということが1つあるかと思えますし、先ほどもどなたかお話しされていましたが、ここ5年間で外国のインバウンドが去年に比べて3倍に膨れ上がっているという状況を考えると、そもそもの需要が逼迫しているということ自体は、いたし方ない部分も正直ないわけではないという理解をしております。

なおかつ、私、この間、私たちの仲間でもございます東横インさんというビジネスホテルチェーンの周年事業に出てきたのです。東横インさんは何と1軒目のホテルを作ってから今年30周年で、日本国内だけで248店舗を作っているということを考えると、非常に供給がこれから先、どんどん需要に追いついていくのだろうと私自身は思っております。

さて、そこで今、御質問いただきました外国人の宿泊に限るというお話でございます。多分今回の民泊の議論に関しましては、必ずしも今、御質問いただいたように、外国人に限るという言い方は少し乱暴な議論かもしれません。しかし、その一方で、この後に出てくるのですけれども、先ほどのこの次の次のペーパーを見せていただけますか。先ほどAirbnbさんが説明された資料と同じ部分なのですが、ここには左側の表を見ていただきたいのですが、ホスト在室の部分が40%と出ております。説明があちこちに行って大変恐縮

なのですけれども、ホスト在室のカテゴリーに限って安全を担保しながらある程度のポリシーを確保することができるのであれば、この辺りで外国の方々が一泊まりいただけるような数が供給できるのではないかという部分を考えて、外国人に限ったらどうだろうという1つの提案をさせていただいたわけでございます。

先ほどお話しさせていただきましたように、これに関しましては、まだまだドラフトということで、今回なかなか議論が進まないという部分もございまして、私たちからしてみると多少刺激的な議論を避けずに出させていただいた部分もございまして、外国人を対象にして民泊を推進していったらどうかという今回の国家戦略特区の部分にもそれが表現されているかもしれませんが、そういう気持ちからこういった御提案をさせていただいた次第でございます。

長谷川委員 ということは、裏を返して言えば、外国人観光客の禁止とか非常に刺激的ないわばハードルが高いものが並んでいましたけれども、あの項目、7つか8つかありましたが、あの8つか何かがあれば民泊サービスの拡大ということについても前向きに検討する余地があると皆さんお考えだということでしょうか。

全旅連（佐藤副会長） 当然でございますし、それだけではなくて、正直言います、～まで書かせていただきましたが、必ずしもこれは全て私たちがこんな形で1つ提案してみたらどうだろうというものでございまして、絶対これがマストで、そうでないと私たちは反対するという話ではございません。飽くまでもこれについては、こういった議論の中で決まっていく話だと理解しておりますので、今のお話ではございませんけれども、なぜ外国人だけなのかとか、様々議論があってよろしいかと思えます。そこから1つの着地点が生まれてくるものというように理解しておりますので、どうぞいろいろとお話を頂戴できればと思っております。

長谷川委員 ありがとうございます。

では、井上さん。

新経済連盟 恐れ入ります。私のほうに御質問いただいておりますので、御回答をよろしいでしょうか。

新経連としましては、記載のとおり、具体的な制度設計、こちらにスライドが出ておりますけれども、可能な限りガイドラインなどによるということを記載しておりますが、これはさらに一歩進んで届出制ではなく許可制に踏み込むことを反対しているわけではございません。内容としましては、例えば届出制の場合には網羅的に様々な問題点に対してガイドラインを設けるというような運用も考えられますし、若しくは、これが許可制にしていく場合には、マスト条件で絶対に外してはいけないところに関しては、必ずこれを守らせる。ただし、それ以外のところに関しては柔軟にガイドラインでカバーしていくなどのバランスをとった措置が考えられるというように思っております。

その趣旨としましては、より使いやすく、より普及をしていくために阻害にならないようにということでございまして、どうしても日本の場合ですと、何か新しいことを始める

ときにいろいろなルールを想定して問題点を指摘し、そのための非常に網羅的過ぎるルールを作ってしまう傾向があって、結局それが運用に適さなかったということ避けたいといった趣旨でございますので、全く届出制だけでお願いしなさいと言っていることではございません。

長谷川委員 安念さん、どうぞ。

安念委員 民泊について、旅館業法をベースに考えるべきだという御意見に私は反対です。といいますのは、旅館業法70年の歴史は、ウェブ上のマッチングサービスとかシェアリングエコノミーを全く知らない時代の70年なので、それを言ってもしょうがないと思います。

一般に業法と申しますのは、必ずしも厳密な要件になっているわけではありませんが、専門の、いわばフルタイムの人が、それ専用の施設を使ってフルタイムで営業するという業態を漠然とではありますが、念頭に置いているものでございまして、C to Cのビジネスで余ったキャパシティー、空きキャパシティーをあえて言えば片手間で使うというような業態は全く予想しておりません。したがって、予想していないものを新しい現象に対してそのまま、あるいはほとんどそのまま適用するというのは非常に違うだろうと思っております。

規制の話が幾つか出てまいりましたが、これは細かい論点は幾つもあるのですが、まず第一に、いろいろなことをプラットフォームにさせようというのは私も余り賛成はできませんで、そもそも第一義的に義務を負うのは誰かということをもまず議論すべきものであります。つまり、例えばオーナーの許可なしに転貸をするといったようなものがいけないというのは、一般論としていけないのはそのとおりなのですが、もともとの賃貸人、オーナーと、賃借人、つまり転貸人との間は民法上の規定で規律されているのでして、飽くまで賃貸人と転貸人との間の民法上の関係としてまずは処理すべきであるというように思います。

外部不経済の問題も、そもそも外部不経済を出さないようにする第一義的な義務はホストにあるはずなのでして、それを飛び越えた議論は一旦議論を整理してからにすべきだと思います。これはエコノミストがたくさんおられる中で私ごときがこんなことを申すのは僭越なのですが、やはり誰にどういう規制を課すべきかというのは、最も安いコストで害悪を防げる人は誰か。その人に義務を課するというのは一般原則であるはずでございまして、まずはそれを考えるべきです。もちろんプラットフォームが非常に安価に結果を回避できるのであれば、それはそれで義務を課することは私は構わないし、合理的だと思いますが、まずはこの人という議論はすべきではないのではないかと思います。

いろいろ言っていけば切りのない話でございますが、日本には日本独自の規制があって良いというのは、それは一般論としてそのとおりなのですが、ここは意外に窮屈なところもございまして。例えば外国にオーナーがいて、日本にある物件を貸すというサービス、これは議論があると思うのですが、仮にクロスボーダートレードオブサービス、越境、国境

を越えたサービスであるといえますと、私はそうかどうかは自信を持ってお答えできませんが、仮にそうだといたしますと、TPP第10章の規定の適用を受けることになりまして、内国民待遇をしなければなりません。つまり、内国民待遇をしなければいけないというのは、内国民であれば貸せるものを外国にいる人が主体だから貸せないという扱いができないということになります。何を言いたいかと申しますと、このことの解釈をとやかく申したいのではなくて、日本独自の規制といっても意外に国際的な枠組みに縛られておりますので、完全に自由なことはできないのです。

EUでは、民泊だけではございませんで、シェアリングエコノミー一般について規制のガイドラインを作ることになっています。これは3月にできるはずだったのですが、どうやら報道によりますと6月にずれ込んだそうで、これも問題が複雑だからなのでしょうね。これはガイドラインですので、EU加盟国に対してさえ規制力を持っておりませんから、もちろん日本国に対して拘束力を持つわけではないのですが、一般にEUがこういうやり方を取るとするのがもし打ち出された場合に、日本がそれと非常に違ったことはできないだろうと思うのです。つまり、法的な拘束力があるルールがあり、あるいはなくても事実上のデファクトなスタンダードになってしまうかもしれない基準もありということで、規制を考える上でも、日本国だけで完全に自由であるわけではないという点は注意しなければならないのではなからうかと思っております。

長谷川委員 では、北原さん、どうぞ。

全旅連（北原会長） 参議院の予算委員会での鶴保さんの質問の中にも、せっかくこういった世界的なルールができ上がっていないところでEUがそういうことについてもルールづくりをしようとおっしゃっているのですから、安倍総理に、G8なり、正に日本で開催されるわけですから、テロ対策の一環として、1つこういう問題もルールづくりのスタートを日本側から提案するというようなことも鶴保先生はおっしゃっていましたが、そういうことは私たちも必要ではないかと思えますし、内閣府が積極的に取り上げていただきたいと思えます。それはTPPの問題とも関連して議論されるべきではないかと思えます。

それと安念先生が今おっしゃった旅館業法にはめてやるのは無理がある。大崎委員も旅館業法そのものを固執していたらいつまでたっても広がらないとはおっしゃいますけれども、お二人の意見は多分一緒だと思いますが、我々の意見にしても、お二方の御意見が非常に性善説といいですか、規制なくてもできる理想社会みたいなものは前のほうにぶら下がっているような気がしまして、やはり我々が過去ずっと商売をしてきまして、組合員さんに指導していく中で、いろいろな形で言うことを聞かない人もいますし、それはだめですよというような規制から外れて道を踏み外される方もいた。そういう中で法律を守ってやってくださいと。

結局、一部の不埒な人が起こした事件、事故が業界全体を縛るといえることは何回も経験しているわけです。ですから、安全・安心というところで、理想論ではなしに、現実面、安心・安全を壊す人もいる、ホストと呼ばれる方は要するに事業者ですから、事業者の自

覚のない人はやってはいけないのだと。まして、生命と財産を預かる商売ですからという考えで言っておりますので、その点も十分考慮していただいて、旅館業法の必要性をだんだん否定されますと、一体我々は何のために業法を守って営業してきたのかという気になってしまいますから、それだったら、一切、業法そのものをなくしていただいて、自主的に我々も衛生管理も何もかもやりますと、営業許可を返上させてもらいますということをやらないと、我々業界の仲間から突き上げがあってももたないということもありますので、十分その辺も考慮していただきたいと思います。

長谷川委員 少しいいですか。その前に、今日、冒頭にお話ししましたとおり、これはインターネットで公開しております。ここでインターネットで寄せられた御意見あるいはこのフロアの方からも御意見があると思いますので、オープンにしたいと思うのです。

インターネット上で書き込まれた中では、やはりテロ対策とか、あるいは感染症対策。こういった問題に懸念を示される御意見が多かったように思います。その辺りについては、先ほど田邊社長からは警察に通報した例もあるという御発言がありましたけれども、どなたか井上さん、上山さんも含めて、事件の問題ですね。テロとか違法行為とか感染症対策とか、こういう問題に対する対処で何か御意見があれば、どなたか御発言いただきたいのです。

では、上山さん。

百戦錬磨 いろいろなテロに関しては、私はテロの専門家でもありませんので、一般的にテロはまずは水際だよねとか言われたりするのですがけれども、では、今まで旅館、ホテルに泊まってらっしゃる方もある意味での抑止力になる可能性もあったりするので、そういう意味では、この民泊をやる際においても、その一定の役割は果たせるものならば果たしたほうがいいであろうというのは思います。

その際に必要なのは、繰り返しになりますけれども、誰がその施設を貸し出していて、そして誰を泊めているかということがはっきりする。この2点は間違いなく絶対条件だと思っています。さらに、それをマッチングさせるプラットフォーム、そこもいわゆる予約のデータベースとか、そういったものをもう既に持つわけですから、そういう意味で言うと、プラットフォームも入れた三者が未然に極力事件を防ぐ。そして、事件、そういったものがあつた場合に関しては、警察であつたりとか関連の箇所に対してしっかりと通報していくということはもう当然ではないかなと思っています。

長谷川委員 分かりました。

田邊さん、いかがですか。

Airbnb Japan 上山社長がおっしゃいましたとおり、やはりオンラインプラットフォームの特性を生かしますと、先ほどプレゼンでもお話しさせていただきましたとおり、かなり多くの個人情報を収集させていただきます。ですので、個人情報は非常に大事に扱うということは重要だと思いますので、それをいつでもお渡しするということはないかもしれませんが、何かが起こったときに我々のほうで開示できる情報というのは非常に多

くございます。ですので、あそこまで登録する際に提供した情報があるにもかかわらず、何か変なことを起こすということは非常に確率的には低いのかな。そういった意味でも0.000013%というのは非常に高い安全性を確保できているのだと思いますけれども、ただ、それで我々も満足しているわけではございませんで、さらにまだオンラインサービスとしてできることはあると認識しています。

長谷川委員 分かりました。

大崎さん、どうぞ。

大崎委員 北原さんから、私が旅館業法そのものを否定しているかみたいなことを言われてしまったので、そこは是非誤解を解いておきたいと思うのですが、私がむしろ思っていますのは、シェアリングエコノミーの本質からすると、業と言うには達しないレベルのものを緩やかに認めてもいいのではないかという考え方でして、その意味では、私は実は先ほど佐藤さんがお示しになったもののうち、営業日数、貸す日数を限るというのは大賛成でございます。むしろシェアリングエコノミーに名をかりて、事実上旅館を脱法的にやろうとしているようなものは排除しなければいけないというように強く思っておりまして、旅館業法は今後とも存続すべきだと思います。ただ、自分たちが夏休みでない間だけ、10日くらい誰かに貸そうよと、それでちょっとした収入が、雑所得が少し入るとい、そのくらいは認めてあげてもいいのではないか。それを合法的にきちっとやる仕組みにしたらどうかというのが私の趣旨です。

私、先ほどは褒めていただいた気がするのですがけれども、全然性善説に立っていない人間なので、割と性悪説的なので、すみません。

長谷川委員 本当にすみません。皆さんの前にせつかくですから、フロアから御意見がある方がいたら、一遍募りたいと思います。

では、手を挙げられている方。

一般傍聴者 今、お話を聞いていたのですが、民泊サービスの実態自体を最もよく知っている当事者であったりとか、いわゆる今の話で挙がっていた特区民泊の話であったり、あるいは簡易宿所のルールに基づいてサービスを提供している方たちもいらっしゃいます。そういった方たちの意見をより酌んでいただきたいのですが、そういったことは可能なのでしょうか。

岡議長 ありがとうございます。このテーマについては、規制改革会議でもうしばらく検討を続けていきますので、必要に応じて、そういう方々にワーキング・グループに来ていただいてお話を聞くということは可能でありますし、是非やりたいと思います。

長谷川委員 その上で、先ほど手を挙げられた佐久間さん、どうぞ。

佐久間委員 ありがとうございます。今の方の発言にも関連するのかもしれないのですが、今日、いろいろ議論を聞いていて、もう一つ、日本での実態というのがよく分からない。日本の実態に関して、旅館業法を脱法的に行うサービスをやっているホストの方もおられるようですが、その比率がどのくらいなのか、あと非常にほんわかかな形の民

泊をされている方が多いのかというところがよく分からない。

これは規制改革会議でデータというのは必ず官と民で非対称でして、お役所はみんな持っているというものが多いのですが、この問題だけではP to Pということもあって、お役所が多分数字を持っていない。ですから、これは今後議論する上では、その辺を日本の実態がどうなのかというところをおよそでもいいのですけれども、しっかりつかんだ上で議論しないと議論がかみ合わないのではないかと思います。

また、これはルールができ上がった後にそれを当然フォローする。そのルールを守っていなければ、それに対してペナルティーを課すということも結局はできない。つまり、官が実態を把握できないということであれば、どこまでイタチごっこというか、制度は実際運用されないということになってしまいますので、まず実態をしっかりとつかむ。そのためには、Airbnbさんのような大手さんは、グローバルというところはよく分かるのですが、先ほども日本についての数字は開示ができない、若しくは分からないということではなくて、しっかりとそこはある程度の数字を出していただいた上で、これはAirbnbさんだけに限らないのかもしれませんが、日本について議論していくべきだと思います。

以上です。

長谷川委員 林先生、どうぞ。

林委員 ありがとうございます。

実は、佐久間委員が先ほど質問された日本における登録物件3万件のうち、ホストが在住するものがどれだけなのか、また物件の利用日数が何日なのかという質問に対して、Airbnbの日本の代表でいらっしゃる田邊様からのお答えがなかったので、もう一度、ご質問をしました。

Airbnbさんは、ほかの会議で出された資料では、世界でのプライマリーレジデンスの%がどのくらいかということもお示しになっているわけですので、本日、この場にいらっしゃるに際して、日本についてのその数字をお持ち合わせでないということが少し不思議に思っております。

先ほどからの議論の中でも、要は旅館業、業の範囲なのか、業未満なのか、そこが議論の争点になっているわけですから、ホームシェアリングとおっしゃるものの実態が何なのか、をお示しいただかないと、これ以上議論がなかなか収束しないのではないかと思います。今日、もし数字をお持ちでないのであれば、後日、正式に出していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

長谷川委員 いかがでしょうか。

Airbnb Japan 前回、経済効果の発表をさせていただいたときに我々のほうでも確認をしましたときの情報としては、40%がプライマリーレジデンスという形になっているのですけれども、もう今は1年以上前になりますので、数字を控えさせていただいたというところがございますが、もちろん我々はどういう数字がルールづくりに必要なのかということに関しましては、個人情報を出さなくても、ある程度個人情報のところはマスクしてで

もお役に立つ情報は提供させていただけるのではないかと考えていますので、引き続き議論をさせていただければと思っております。

長谷川委員 ほかにいかがでしょうか。

では、副大臣、お願いします。

松本副大臣 役所のほうに伺いたいのですが、ヤミ民泊の取り締まりというのは全くやっていないし、状況も把握していないのかどうかということが第1点。

北原会長、佐藤さんに伺いたいのですが、皆さんが実はこのシェアリングエコノミーに参加をしていただければ、今日、自分の旅館はいっぱいだけれども、お客さん、ここを紹介しますよ、私どもがやっているところですよ、というほうが旅行者にとっては大変いいことだろうと思うのですが、そういう発想は全くゼロでしょうか。

この2点、伺います。

長谷川委員 もしお答えできれば。

では、まず役所のほうから。

厚生労働省 厚生労働省でございます。

その実態についての調査というところについては、実は去年、旅館業法の遵守状況ということについて、都道府県、保健所を設置する市、特別区について調査をしたというところでありまして、その中で例えば一般住宅の小規模施設を利用した旅館業の営業許可の申請というのはどれくらいあるのか。あるいはそういう相談を受けて、結局それが旅館業をとったのか、許可ができなかったのは何件かといったようなことについての調査を行っています。これは実は今、さらに新しいデータを集めるという作業を行っている途中でございますので、ここは1年前のものということになるのでありますが、それとあわせて旅館業の無許可営業者に対する指導事例というのがございます。ただ、先ほどあったように現実としては非常に数が多いということがあって、そういう中で悪質なケースの指導ということになっているわけでございますけれども、私どもの検討会のほうに何回か前にそういう資料をお出ししたというところがあるのですが、今、詳しく御説明していると時間になってしまいますのであれですが、そういうようなことはやっているという状況でございます。

長谷川委員 北原さん、どうぞ。

全旅連（北原会長） 副大臣御指摘の件でございますが、我々としましては、そういった方々が我々とともにフェアな条件の下で競争市場に参入してこられるのは別にやぶさかではございませんし、ただし、やはり組合員になってほしいわけでございます。ということは、我々の定款上は簡易宿所の営業許可まではどれか持っていないと、組合員で何の許可もない人にどんどん入ってくださというわけには、今の法律から生保に基づいた生活衛生同業組合でございますから、その辺のところはきちっと整理できて、今回の改正の中で民泊の方が届出制になったとしたら、そういった方々も我々なりにきちっと部屋やそういったものを審査させていただいて、これならいいのではないですかという方は、我々は

むしろ受け入れたいとは思っていますけれども、そこまで話をしますとまた話が法律の改正に関わってきますので、よろしくをお願いします。

全旅連（佐藤副会長） では、私のほうからもお話しさせていただきます。

誤解を招かないようにお話ししたいのですが、基本的に私たち、先ほどどなたかがおっしゃっていたホームステイ型民泊というものに関しては、これは細かい定義が必要かもしれませんが、原則、大歓迎でございます。決して業法だどうだという話を持ち出すまでもなく、ポイントは先ほど林委員さんがおっしゃったように、そもそも業なのか、どうなのかという部分で分かれていくのではないかと理解しております。よく海外の方々との交流に見られるような美しい民泊というのでしょうか、ホームステイ型民泊に関しては、何ら私たちは反対するものではありません。

以上でございます。

長谷川委員 井上さん、どうぞ。

新経済連盟 ありがとうございます。一言だけコメントさせてください。6月のこの会議での方針と夏に向けての検討の中で、今、全旅連さんのほうからおっしゃっていただいた、副大臣もおっしゃっていただいた、今既に旅館、ホテル業をやっている方々がこの新たな民泊のルールの下で事業を行うということは大賛成でございます。既に顧客名簿をお持ちであったりとか、例えばリネンサービス、清掃活動、そして温かくておいしい食事をデリバリーするなど、様々なサービスを提供、そういったチャンスが広がると思っておりますが、そうしますと、飽くまでも在宅型、在室型のホームシェアリングですというようになってしまうと、そこを閉ざすことになってしまいますので、次のルールを制定していくときには、是非そこに関しても議論の対象とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

長谷川委員 今日、始めるときにこれを議論しようということを書いて全然触れられていないのは、民泊サービスの類型の問題ですね。事務局が作ってくれたペーパーの中にもありましたし、ほかのどなたかのペーパーにもあったと思いますけれども、まず戸建てかマンションか。それが生活の本拠なのか、本拠でないのか。つまり、住んでいるのか、いないのか。そういう類型の仕方があるのではないかという紙が出ておりますけれども、議論で出てきたのは、ほかにさらにホストが日本国内なのか、海外なのか。こういう類型ももしかしたらあるのかもしれない。そこで皆さんにお伺いしたいのですけれども、この類型についてどのような考え方があるか、もしアイデアがあればお話を聞いておきたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

安念先生、いかがですか。

安念委員 私は、本音はもうどんな問題でも過激な自由主義者なのですが、落としどころとしては、結局一戸建て、自宅から始める。いろいろ様子を見ていって拡大していくというのが常識的な線だろうとは思っています。ただ、それは理論的な根拠はないと思いますが、何となく皮膚感覚でそうではないかなと思っているだけです。

長谷川委員 大崎さん、どうぞ。

大崎委員 私は実はそこは一戸建てということに話が向かいつつあるところにはやや懸念を抱いていまして、集合住宅の場合、管理規約の問題は当然あります。そこは認めないという管理組合は認めないということですから、これはありますけれども、認めるという管理組合でもだめだということまでやるのはやり過ぎではないかなと思います。

長谷川委員 北原さん、どうぞ。

全旅連（北原会長） 我々組合として、類型ごとの話でいいますと、もちろん安念座長おっしゃっていただいたように、家主がおられて、しかも主たる住居地ですから、基本的に国内に住民票を置いておられるところになると思いますけれども、もう一戸建てであっても家主不在で誰かに任すというのはペケという考え方です。

分譲住宅、共同住宅は飽くまでほかの住居人の方のきちっと同意が得られたら、分譲マンションにおいてはオーケーですけれども、ただし、家主不在のときの分譲マンションでも家主さんがおられなくて誰かにまた貸しして、その人がやるというようなことはだめですよということであります。

それとパリでも問題になっています、1カ所だけならいいのですけれども、パリ市内で個人の方で160室というか、賃貸の部屋をお持ちになっている方がやられて、いわゆる一般の賃貸住宅を探しておられる方が物件がないということで、その間にどんどん家賃が値上がりして本当に入りたい学生さんとか通勤族の方もおられるのでしょ。それが大変なことになって家賃の設定の上限を定める法律がフランスだからこそできたのでしょけれども、そんな法律までできたという話も聞いていますので、基本的には1カ所だけ。家主の方が複数物件を管理するのは、これは長期的に将来においてまたちゃんとした実証結果でいい結果が出るのでしたらですけれども、とりあえずは1室からスタートしていただきたいというのが我々の思いでございます。

長谷川委員 安念委員、どうぞ。

安念委員 では、私の思いも。先ほど私が言いましたのは、一戸建てかつオーナーが住んでいるのであれば、一種低層住専、つまり一番用途規制の厳しいところでも誰からも文句は出まい。それよりももっと厳しくしろなどというのは論外だという意味で申し上げたのです。

長谷川委員 厚生労働省さんにお伺いしたいのですけれども、厚生労働省さんの出されているペーパーの5ページで、中期的に検討すべき課題のところでは家主居住で自宅の一部を貸し出すようなホームステイタイプの民泊サービス。これについては、旅館業法の枠組みかどうか検討の必要があると記載されているのですけれども、こういう書きぶりをしたときに、類型の問題についてはどのような頭の整理をされているのか。

厚生労働省 類型の問題について、実はこの私どもの資料の7ページのところで、類型について、この検討会のたしか第1回目に出した資料だったと思いますけれども、戸建てで家主居住の場合、戸建てで家主不在の場合、それから共同住宅の場合で家主居住、不在、

完全に空き家といったような場合というのがあるかなということで整理して議論していった。ただ、この中で共同住宅の場合にはさらに管理規約を守っている場合、守っていない場合というのはあるのだろうかというようなことが議論で出てきておりますけれども、そうしたものを踏まえて検討会で御議論いただいた中でこういう御意見をいただいているということでの整理ですので、これについてさらに明日もあるわけでございますが、御議論いただいた上で夏に向けての取りまとめをやっていくという段階でございます。

長谷川委員 そうすると、今の段階では、仮に家主が居住はしていない、自宅でもないという場合についても、法的な枠組みについて検討する可能性は残っているということですか。

厚生労働省 そういうことで言いますと、可能性ということ言うと、これから夏に向けての中期的に検討すべき課題の一つということでもありますから、そういう意味で言うと、その議論というのはいり得るだろうと思います。

ただ、正にその検討の中で出ているところで言うと、今までのところで言うと、こういう家主居住で自宅の一部を貸し出すようなホームステイタイプというようなところが一番旅館業法の許可の枠組みのところから直ちに当てはまらないところではないかなという議論になっているところがございます。

ですから、この中でもさらに先ほど話が出たように、貸し出している日数の限定をどうするのかとか、家主居住というのはどうのように認定するのかとか、そこはいろいろ細かな議論がまだあるだろうと思います。

長谷川委員 いずれにせよ、もう一つだけ詰めさせていただくと、中期的には旅館業法以外の枠組みも考えられると見ていいのですか。

厚生労働省 そういうことだと思います。旅館業法という形の中で当然に詰めてという考え方もあるかもしれませんが、例えば別の何らかの規制をすることも旅館業法ではなくて、あるいは先ほどから議論が出ていますプラットフォーム規制というほうの枠組みもあるかもしれませんが、そこは旅館業法の枠の中にやらなければいけないという議論になっているわけではないです。

長谷川委員 分かりました。ありがとうございます。

上山さん、どうぞ。

百戦錬磨 この国家戦略特区でやられているシェアリングというか旅館業適用除外の部分をできれば今後の検討に是非生かしていただきたいというのは、それを実際やっている私としては思うところですし、冒頭にもありました安倍首相もそこをスタートとしてというお話もありましたので、是非そこは御採用いただきたいのですが、実際、私どもで先ほど申し上げなかったのですが、リアルオペレーションのところ、今、蒲田という駅の近くで物件を幾つか私たちも運営をし、また私どものサイトに反映していただいている物件があるのですが、基本的なリアルオペレーションは蒲田の駅前のビジネスホテルの皆さんに、チェックインであったり、チェックアウトの対応等々を既にお願ひしています。

そういう宿泊業界の方々といわゆる実験的ではあるのですけれども、家主がいない、そして一軒家もあり、賃貸マンションですけれども、集合住宅もあるという部分を実際オペレーションを回していますので、こういったサンプルも一度また御検討の中に入れていただけると幸いです。また、大阪のほうも、余りにもこれはホテルのほうが稼働率が高過ぎるということもありまして、今度は、ビジネスホテル、旅館の方がみずから近隣のマンションを一棟借りしようとか、空いている空き家はないかということをお探しになっているということも私たちも聞いておりますので、そういう意味合いでいうと、社会問題であるところの空き家対策というところにいい形で使っていけるのではなからうかという仮説も持っております。

以上です。

長谷川委員 ありがとうございます。

せっかく厚生労働省が旅館業法にこだわらない枠組みもあり得るという御発言があったのですからあえて聞きたいのですけれども、旅館協会のほうから先ほどもありましたけれども、民泊に必要な規定として9項目の一覧表が出てきましたね。これは非常にハードルが高いから直ちにこれで議論するというわけではありませんが、せっかく井上さんや田邊さんや上山さんもこれから進めていこうという方もいらっしゃるので、皆様方の立場から見て、新しい枠組みで考えるときには例えばこういうような項目みたいなものを考えたらいかがかと。先ほど田邊さんのほうから例えば近隣住民からの声をプラットフォームとして吸い上げていく努力が必要だというお話がありましたけれども、それも含めて、新しい枠組みということで考えれば、こういうことも念頭に考えていく必要があるよねというようなアイデアなどがもしあれば、せっかくの場ですから前向きな方向で議論をどなたでも結構ですけれども、田邊さんからお願いできますか。

Airbnb Japan まず簡単に我々のポジションというか、考え方をお話しさせていただきますと、まずはこのようなサービスが広まっていく中で、我々、今の時点で全て解があるわけではございませんけれども、やはり簡単な法律で現実的なものができることによって、皆さんがそれに従うことができる。我々プラットフォームとしてそれができれば手放してはなくて、我々としてはまだまだできることはあるという認識でございますので、引き続き御教示いただきながら、我々のほうでできることは考えていきたいと思っておりますし、実際に新しいルールができた国や都市でも、新しいことでございますので、ルールができた、はい終わりでは決してございませんで、これはどうなる、これはどうなるといったときには、我々引き続きいろいろお話をさせていただいて、それは我々、プラットフォームとして御協力させていただきますという議論は引き続きルールができた後も発生するということが分かっておりますので、これはこの段階でこれとこれをやって、もうそれでおしまいですということとは決してございませんで、引き続きずっとお話をさせていただければと思っております。

長谷川委員 ありがとうございます。

そろそろ時間が参りましたけれども、是非これだけ申し上げたいということであれば、では、最後に短く、上山さんと井上さんと一言ずついただいて議長に参ります。

百戦錬磨 今、御検討いただいているいろいろな新しいルールが仮にいい形で決まったとしても、結果的に実は地域の条例でだめですと言われているようなことがままあります。ですから、国が決めたとしても、今度は条例でだめですよということがありますので、そういった条例の部分もそうですし、関連するところの法律で結局これはできないなというようなことがままありますので、そういった関連の法律の部分までしっかり見ていただいて御検討いただければと思います。

長谷川委員 井上さん、いかがですか。

新経済連盟 最後、一言だけ。せっかく国交省さんもいらっしゃっていますので、空き家問題に関してはここでは余り議論の中心にはなりませんけれども、空き家の率がこれから30%になっていきます。2,000万戸余っていきます。この遊休資産をどうしましょうかということは大変大きな経済成長の中には起爆剤になる問題だと考えておりますので、この空き家問題と経済発展というところをセットで議論していきたいということが最後申しつけ加えたいことと、もう一つは、先ほど申し上げましたとおり、旅館業の皆様自身がこの民泊事業に参入するということを前提とした枠組みを是非議論の中にも含めていきたいと考えております。

以上です。

長谷川委員 ありがとうございます。

それでは、議長にマイクをお返しします。

岡議長 皆さん、ありがとうございます。大分時間が押ししましたけれども、大変熱心なやりとりが行われたのではないかと思います。

それでは、閉会の前に大臣から所感をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

河野大臣 どうも活発な御議論、ありがとうございました。長時間、お忙しい中お集まりをいただきまして、感謝申し上げたいと思います。

この民泊、特に今日議論いただいたところは、旅館業法を作ったときにはインターネットもクレジットカードもSNSもなかったわけですから、これは新しいサービスなのだろうなと。新しいサービスを古い法律の中で規定をするのは、どうも話を聞いていると無理があるなという気がいたします。

逆に、むしろ旅館やホテルが今の業法で健全な発展ができないなら、むしろ業法をどうやってなくすのか、あるいは業法をどうやって変えていくのかという議論をこれはこれでやっていただかなければいけないのではないかなというのが1つ。

ホテルの代替なのかというと、今、ホテルが足りないからという議論がありましたけれども、どうもそうでもなさそうな気がいたします。プロ野球があって、そこにJリーグというのがつけ加わって、みんな好きなほうを見てくださというのと同じような話で、その2つが相まって日本の観光立国が進み、さらにインバウンドが増えていくということに

つなげていかなければいけないのだろうと思いますし、現実に今、行われているのがどういう実態なのかというのがまずきちっと分からなければ、なかなか議論がスタートしないのと、どういう方向を目指すのかというコンセンサスを作りながら、その方向に持っていくためにはどういうルールが必要なのかということを考えていかなければいけないのではないかなと思います。

今日、ここで結論が出るものでもございませんし、まだしばらく議論は続くと思いますので、まずきちっと実態を押さえながら、イコールフットイングと言うのなら、やはり海外とのイコールフットイングがきちんとできるとような議論を是非していただきたいと思っておりますし、民泊だけでなく、旅館業、ホテル業がいかにこれから発展させていくかというのも大事な視点だと思いますので、そうしたこともあわせてしっかり議論をしてまいりたいと思います。

今日は本当に長い時間、ありがとうございました。

岡議長 大臣、ありがとうございました。

最後に私からも一言。今、大臣がおっしゃったことと重なってしまうのですが、大きな方向性は何となく見えていると思います。旅館業、ホテル業の皆さんも、新たにやろうとしているプラットフォーマーの方々も、双方が成長していくようにしてほしいのですが、特に新しいことにチャレンジする場合は是非成功してほしいわけです。成功させるためには、健全な成長、発展がなければいけない。その健全な成長、発展のためには、周辺の住民に対する、いわゆる外部不経済の問題とか、安心・安全の問題等々について、今日、新経連の井上さんからかなり突っ込んだ御意見をいただいたなと私は受け止めたのですが、プラットフォーマーの方々が中心的な立場で解決を図っていただくというような部分があって、「私たちは右と左をつなぐのではない。マーケットプレイスを提供しているだけです」というのでは、なかなかうまくいかないのかなと感じました。

今、大臣が言われたように、旅館業、ホテル業の皆さんも、現行の旅館業法等の規制改革が必要であれば、私どもに言っていただきたいということと、この分野に一番詳しい皆さんが新しい時代環境に合ったプラットフォーマーになってもよろしいのではないかなという印象も持ったぐらいです。井上さんからそのようなお誘いがあったわけでございますので、この業界全体で成長に向かって検討をしていただければと思いました。

我々会議としましても、今日の公開ディスカッションのやりとりを参考にさせていただいて議論を深めまして、できるだけ早い時期に、遅くとも6月までには、会議としての答申をしっかりとめたいと思いますので、引き続き、よろしく申し上げます。本日はありがとうございました。

会場の皆さんもありがとうございました。以上で終わります。